

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市（全 127 自治体）

〈調査の時期〉

令和 2 年 6 月末

I. 自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査について

（1）自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の実施状況

貴都道府県市の自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査の進捗状況について、令和 2 年 6 月末時点での実施状況は以下の通り。（※）北九州事業対象地域を除く

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数				
			調査対象 事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
001 北海道	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	22,514	71	22,443	21,969	97.9%
050 旭川市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,788	48	1,740	1,494	85.9%
051 札幌市	令和3年3月	平成28年	9,731	102	9,629	8,721	90.6%
052 函館市	令和元年5月	平成26年+平成28年データの一部を追加	1,582	2	1,580	1,580	100.0%
002 青森県	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,142	11	5,131	5,131	100.0%
108 青森市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,290	20	1,270	1,005	79.1%
122 八戸市	令和2年10月	平成26年、平成28年（今後、P協と電事法データ使用予定）	898	33	865	839	97.0%
003 岩手県	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	6,455	813	5,642	5,642	100.0%
	令和3年3月	電気関係報告規則のPCB含有電気工作物に係る各届出書	1,390	0	1,390	1,243	89.4%
110 盛岡市	令和3年3月	平成28年	2,114	26	2,088	2,057	98.5%
004 宮城県	令和3年3月	平成26年	8,627	175	8,452	8,346	98.7%
	平成16年5月	P協データ	1,448	0	1,448	1,448	100.0%
054 仙台市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	6,452	62	6,390	6,052	94.7%
005 秋田県	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	6,145	186	5,959	5,959	100.0%
086 秋田市	令和3年3月	平成26年	2,084	0	2,084	2,079	99.8%
006 山形県	令和3年3月	平成28年	5,449	43	5,406	5,388	99.7%
130 山形市	令和3年3月	平成28年	1,529	9	1,520	1,515	99.7%
007 福島県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	8,401	946	7,455	7,322	98.5%
087 郡山市	令和元年8月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,952	3	1,949	1,949	100.0%
094 いわき市	令和3年3月	平成28年	2,632	73	2,559	2,336	91.3%
124 福島市	令和3年3月	平成26年 平成28年	3,014	4	3,010	2,877	95.6%

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数				
			調査対象 事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
008 茨城県	令和3年3月	平成26年	19,123	617	18,506	14,679	79.3%
134 水戸市	令和3年3月	平成26年	1,750	35	1,715	1,330	77.6%
009 栃木県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	13,078	1,441	11,637	7,593	65.2%
084 宇都宮市	令和2年3月	平成26年	3,126	205	2,921	2,921	100.0%
010 群馬県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	13,124	76	13,048	10,405	79.7%
114 前橋市	令和2年3月	平成26年	1,922	2	1,920	1,894	98.6%
116 高崎市	令和3年5月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,300	157	2,143	1,632	76.2%
015 新潟県	令和3年3月	平成26年	14,959	228	14,731	14,649	99.4%
059 新潟市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,879	0	5,879	5,799	98.6%
019 山梨県	令和3年3月	平成26年	3,948	76	3,872	3,722	96.1%
132 甲府市	令和3年3月	平成26年	466	0	466	298	63.9%
016 富山県	令和3年3月	平成26年	5,123	1	5,122	4,853	94.7%
085 富山市	令和3年3月	平成26年	3,269	47	3,222	3,071	95.3%
017 石川県	令和3年3月	平成28年	5,450	623	4,827	4,361	90.3%
060 金沢市	令和3年2月	平成28年	2,144	133	2,011	1,534	76.3%
018 福井県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加、P協台帳	6,015	248	5,767	5,080	88.1%
131 福井市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,973	5	2,968	2,839	95.7%
020 長野県	令和3年3月	平成26年	15,413	55	15,358	15,201	99.0%
095 長野市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,500	0	2,500	2,497	99.9%
小計	37/38道県市	←令和2年度完了予定	223,199	6,576	216,623	199,310	92.0%

【東京事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事 業者リスト	事業者数				
			調査対象 事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C) = (A) - (B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E) / (C)
011 埼玉県	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	28,929	21	28,908	28,908	100.0%
101 さいたま市	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,436	0	5,436	5,329	98.0%
103 川越市	令和2年3月	平成28年	1,740	2	1,738	1,738	100.0%
121 越谷市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,471	0	1,471	1,341	91.2%
125 川口市	令和3年3月	その他	3,576	199	3,377	2,923	86.6%
012 千葉県	平成30年3月	平成26年	20,942	0	20,942	20,713	98.9%
055 千葉市	令和3年3月	平成28年	3,678	16	3,662	3,556	97.1%
104 船橋市	令和2年9月	平成26年	1,869	1	1,868	1,765	94.5%
111 柏市	令和3年3月	平成28年	1,719	78	1,641	1,414	86.2%
013 東京都	令和3年3月	平成26年	72,640	1,533	71,107	69,027	97.1%
109 八王子市	令和3年3月	平成26年	2,647	0	2,647	2,604	98.4%
014 神奈川県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	14,236	768	13,468	10,989	81.6%
056 横浜市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	14,572	754	13,818	12,837	92.9%
057 川崎市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	5,202	280	4,922	3,466	70.4%
058 横須賀市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,376	116	1,260	840	66.7%
098 相模原市	令和2年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,854	0	2,854	2,206	77.3%
小計	16/16都県市	←令和2年度完了予定	182,887	3,768	179,119	169,656	94.7%

【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数					回答率 (E)/(C)
			調査対象 事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)		
022 静岡県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	19,267	9	19,258	17,672	91.8%	
	令和3年3月	P協データ (提供データを精査)	610	-	610	-	-	
062 静岡県	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	5,152	68	5,084	4,656	91.6%	
063 浜松市	令和3年4月	平成26年に平成28年の一部 を追加	5,222	76	5,146	4,868	94.6%	
021 岐阜県	令和2年7月	平成26年	14,989	0	14,989	14,971	99.9%	
061 岐阜市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加し、平成29年度に経 済産業省提供データの一部 を追加 令和元年に平成28.9経済産 業省提供データ全てを追加	5,741	9	5,732	5,717	99.7%	
023 愛知県	令和2年11月	平成26年	27,986	1,123	26,863	23,705	88.2%	
064 名古屋市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	10,521	590	9,931	9,092	91.6%	
090 豊田市	平成30年4月	平成26年に平成28年の一部 を追加	2,788	1	2,787	2,787	100.0%	
096 豊橋市	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	2,410	192	2,218	2,209	99.6%	
	令和3年3月	P協データ	495	165	330	316	95.8%	
105 岡崎市	令和3年3月	平成26年	1,235	0	1,235	1,227	99.4%	
024 三重県	平成25年3月	P協データ	1,200	0	1,200	1,200	100.0%	
	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	13,794	1,020	12,774	11,771	92.1%	
小計	10/11県市	←令和2年度完了予定	111,410	3,253	108,157	100,191	92.6%	

【大阪事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業 者リスト	事業者数					回答率 (E)/(C)
			調査対象 事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査 対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (E)		
025 滋賀県	令和2年7月	平成26年に平成28年の一部 を追加	8,558	0	8,558	7,570	88.5%	
115 大津市	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	1,394	87	1,307	1,307	100.0%	
026 京都府	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	3,673	66	3,607	2,730	75.7%	
065 京都市	令和2年3月	平成28年	3,769	0	3,769	3,769	100.0%	
027 大阪府	平成30年3月	平成26年 センサス	22,026	447	21,579	21,579	100.0%	
066 大阪市	令和2年9月	平成26年 その他	26,267	2,732	23,535	22,905	97.3%	
067 堺市	令和2年10月	平成26年	4,111	200	3,911	3,510	89.7%	
068 東大阪市	令和元年7月	平成28年	4,038	253	3,785	3,484	92.0%	
106 高槻市	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部 を追加	975	0	975	975	100.0%	
120 枚方市	令和2年10月	平成26年に平成28年の一部 を追加	1,706	89	1,617	1,608	99.4%	
118 豊中市	令和2年9月	平成26年	802	5	797	644	80.8%	
126 八尾市	令和2年3月	平成26年	2,166	0	2,166	2,166	100.0%	
	令和2年3月	センサス	1,963	0	1,963	1,963	100.0%	
133 寝屋川市	平成30年3月	平成26年	832	0	832	832	100.0%	
	平成30年3月	センサス	1,502	0	1,502	1,502	100.0%	
	令和2年7月	家屋課税台帳	2,928	68	2,860	1,771	61.9%	
	令和2年7月	P協データ、電事法	163	64	99	30	30.3%	

【大阪事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象事業者リスト	事業者数				
			調査対象事業者数 (A)	住所確認不可件数 (最終的な未達) (B)	有効調査対象事業者数 (C)=(A)-(B)	手順6までの回答件数 (最終通知含む) (E)	回答率 (E)/(C)
135 吹田市	平成30年3月	平成26年センサス	3,175	0	3,175	3,175	100.0%
028 兵庫県	令和2年2月	平成26年に平成28年の一部を追加	15,267	868	14,399	13,125	91.2%
069 神戸市	令和元年12月	平成26年	9,014	630	8,384	8,384	100.0%
	令和2年10月	P協データ	2,158	537	1,621	1,306	80.6%
070 姫路市	令和元年7月	平成26年に平成28年の一部を追加	4,034	478	3,556	3,556	100.0%
071 尼崎市	令和元年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	1,737	0	1,737	1,737	100.0%
	令和元年10月	P協データ	74	0	74	74	100.0%
099 西宮市	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	2,217	87	2,130	2,130	100.0%
127 明石市	令和2年3月	平成28年	1,163	126	1,037	1,037	100.0%
029 奈良県	平成31年1月	平成26年	5,966	202	5,764	5,764	100.0%
102 奈良市	令和元年12月	平成28年	1,370	18	1,352	1,352	100.0%
	令和元年12月	センサス	3,953	344	3,609	3,609	100.0%
030 和歌山県	令和2年10月	平成26年	3,391	34	3,357	3,355	99.9%
	令和2年10月	市町村(和歌山市を除く29件)	29	0	29	29	100.0%
072 和歌山市	令和2年2月	平成26年、P協データ	2,317	179	2,138	2,138	100.0%
小計	20/24府県市	←令和2年6月末までに調査完了自治体数	142,738	7,514	135,224	129,116	95.5%

(2) 自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査結果

掘り起こし調査の結果、自治体へ届出がない高濃度 PCB 使用機器の保有(保管・使用)が新たに発見された件数及び機器数を示す。

【北海道事業対象地域】

自治体名	事業者数	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					
		掘り起こされた事業者数 (F)	保管中変圧器 (G)	使用中変圧器 (H)	保管中コンデンサー (I)	使用中コンデンサー (J)	総台数 (K)=(G)+(H)+(I)+(J)
001 北海道	360	—	—	—	—	—	—
050 旭川市	—	—	—	—	—	—	—
051 札幌市	—	—	—	—	—	—	—
052 函館市	13	0	2	7	3	12	0.9
002 青森県	—	—	—	—	—	—	—
108 青森市	14	0	0	14	0	14	1.0
122 八戸市	9	0	0	12	3	15	1.7
003 岩手県	60	71	19	25	2	117	2.0
110 盛岡市	19	0	0	10	2	12	0.6
004 宮城県	870	—	—	—	—	—	—
054 仙台市	37	6	1	66	2	75	2.0
005 秋田県	69	27	46	35	22	130	1.9
086 秋田市	3	1	0	0	0	1	0.3
006 山形県	163	4	0	90	7	101	0.6
130 山形市	10	0	0	2	1	3	0.3

【北海道事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数						
	事業者数 掘り起こされ た事業者数 (F)	保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)	総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あ たり発見台数 (K)/(F)
007 福島県	351	290	166	380	15	848	2.4
087 郡山市	51	7	2	28	4	41	0.8
094 いわき市	61	39	82	19	15	155	2.5
124 福島市	29	—	—	12	—	12	0.4
008 茨城県	197	—	—	—	—	—	—
134 水戸市	70	24	176	35	113	348	5.0
009 栃木県	—	—	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	40	0	0	50	17	67	1.7
010 群馬県	212	78	156	62	0	296	1.4
114 前橋市	2	2	1	—	—	3	1.5
116 高崎市	60	5	14	136	6	161	2.7
015 新潟県	1,173	156	282	109	170	676	0.6
059 新潟市	78	8	98	24	70	200	2.6
019 山梨県	180	136	83	93	19	331	1.8
132 甲府市	8	5	4	4	0	13	1.6
016 富山県	19	2	7	52	4	65	3.4
085 富山市	15	9	5	8	6	28	1.9
017 石川県	111	65	99	33	23	220	2.0
060 金沢市	38	5	32	23	5	65	1.7
018 福井県	165	51	167	176	184	578	3.5
131 福井市	129	5	10	82	44	141	1.1
020 長野県	608	126	178	126	178	608	1.0
095 長野市	74	5	16	54	14	89	1.2
小計	5,298	1,127	1,646	1,767	929	5,425	1.4

【東京事業対象地域】

自治体名	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数						
	掘り起こされ た事業者数 (F)	保管中 変圧器 (G)	使用中 変圧器 (H)	保管中 コンデンサー (I)	使用中 コンデンサー (J)	総台数 (K)= (G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あ たり発見台数 (K)/(F)
011 埼玉県	401	—	—	—	—	0	0
101 さいたま市	36	6	35	27	29	97	3
103 川越市	12	0	0	37	0	37	3
121 越谷市	28	1	4	16	7	28	1
125 川口市	45	6	10	37	16	69	2
012 千葉県	179	44	53	294	244	635	4
055 千葉市	14	1	10	10	9	30	2
104 船橋市	17	0	0	21	0	21	1
111 柏市	10	0	0	23	0	23	2
013 東京都	781	74	84	1,041	122	1,321	2
109 八王子市	19	0	0	35	1	36	2
014 神奈川県	90	13	56	61	39	169	2
056 横浜市	98	2	2	46	5	55	1
057 川崎市	63	42	31	25	1	78	2
058 横須賀市	8	8	0	8	3	19	2
098 相模原市	37	5	34	58	28	125	3
小計	1,838	202	319	1,739	504	2,743	1.9

【豊田事業対象地域】

自治体名	事業者数	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					
	掘り起こされた事業者数 (F)	保管中変圧器 (G)	使用中変圧器 (H)	保管中コンデンサー (I)	使用中コンデンサー (J)	総台数 (K)=(G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数 (K)/(F)
022 静岡県	106	4	2	81	20	107	1.0
062 静岡市	142	9	5	56	14	84	0.6
063 浜松市	16	1	0	30	0	31	1.9
021 岐阜県	265	107	71	121	130	429	1.6
061 岐阜市	32	0	0	21	17	38	1.2
023 愛知県	244	—	—	—	—	0	0.0
064 名古屋市	—	—	—	—	—	—	—
090 豊田市	21	0	7	18	2	27	1.3
096 豊橋市	38	23	18	31	3	75	2.0
105 岡崎市	2	0	0	0	2	2	1.0
024 三重県	79	0	0	80	4	84	1.1
小計	945	144	103	438	192	877	1.3

【大阪事業対象地域】

自治体名	事業者数	掘り起こされた変圧器・コンデンサーの台数					
	掘り起こされた事業者数 (F)	保管中変圧器 (G)	使用中変圧器 (H)	保管中コンデンサー (I)	使用中コンデンサー (J)	総台数 (K)=(G)+(H)+(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数 (K)/(F)
025 滋賀県	177	—	—	—	—	—	—
115 大津市	13	0	0	14	2	16	1
026 京都府	37	13	32	14	19	78	2
065 京都市	4	0	0	4	0	4	1
027 大阪府	334	40	62	1,975	70	2,147	6
066 大阪市	933	0	0	1,891	22	1,913	2
067 堺市	106	8	0	106	5	119	1
068 東大阪市	92	10	5	384	26	425	5
106 高槻市	26	7	2	18	3	30	1
120 枚方市	51	10	21	32	12	75	1
118 豊中市	47	33	7	35	1	76	2
126 八尾市	74	38	40	65	22	165	2
133 寝屋川市	16	9	7	15	8	39	2
135 吹田市	—	—	—	—	—	—	—
028 兵庫県	150	—	—	—	—	—	—
069 神戸市	597	340	5	414	1	2,190	207
070 姫路市	56	17	25	40	32	114	2
071 尼崎市	106	13	0	34	0	47	0
099 西宮市	14	0	0	5	1	6	0
127 明石市	36	32	2	28	6	68	2
029 奈良県	108	12	19	205	44	280	3
102 奈良市	21	3	2	13	2	20	1
030 和歌山県	71	19	44	13	4	80	1
072 和歌山市	35	17	7	44	33	101	3
小計	3,104	621	280	5,349	313	7,993	2.9

(3) 自家用電気工作物を対象とした掘り起こし調査における最終通知文の発送について

① 最終通知文の発送時期について

各自治体の最終通知文の発送時期について、以下に示す。

自治体	最終通知発送（予定）時期	自治体	最終通知発送（予定）時期	自治体	最終通知発送（予定）時期
001 北海道	令和3年3月	050 旭川市	令和2年12月	098 相模原市	令和2年10月
002 青森県	令和2年6月	051 札幌市	令和2年12月	099 西宮市	平成30年3月
003 岩手県	令和3年3月	052 函館市	令和元年5月	101 さいたま市	令和2年
004 宮城県	令和3年2月	054 仙台市	令和3年3月	102 奈良市	令和元年12月
005 秋田県	平成31年3月	055 千葉市	令和3年4月	103 川越市	令和2年3月
006 山形県	令和3年6月	056 横浜市	令和3年3月	104 船橋市	令和2年9月
007 福島県	令和3年3月	057 川崎市	令和3年3月	105 岡崎市	令和3年3月
008 茨城県	令和3年2月	058 横須賀市	令和3年4月	106 高槻市	令和元年8月
009 栃木県	令和3年9月	059 新潟市	令和3年3月	108 青森市	令和3年3月
010 群馬県	令和3年3月	060 金沢市	令和2年11月	109 八王子市	令和3年3月
011 埼玉県	令和2年3月	061 岐阜市	令和3年3月	110 盛岡市	令和3年3月
012 千葉県	平成30年1月	062 静岡市	令和3年8月	111 柏市	令和3年3月
013 東京都	令和3年3月	063 浜松市	令和3年4月	114 前橋市	令和2年3月
014 神奈川県	令和2年9月	064 名古屋市	令和3年3月	115 大津市	令和2年3月
015 新潟県	令和2年8月	065 京都市	令和2年2月	116 高崎市	令和3年5月
016 富山県	令和3年3月	066 大阪市	令和2年9月	118 豊中市	令和2年8月
017 石川県	令和2年11月	067 堺市	令和2年10月	120 枚方市	令和2年10月
018 福井県	令和3年2月	068 東大阪市	平成元年7月	121 越谷市	令和3年3月
019 山梨県	令和3年3月	069 神戸市	令和元年12月	122 八戸市	令和2年10月
020 長野県	令和3年3月	070 姫路市	令和元年9月	124 福島市	令和3年3月
021 岐阜県	令和2年7月	071 尼崎市	令和元年10月	125 川口市	令和3年1月
022 静岡県	令和3年5月	072 和歌山市	令和2年2月	126 八尾市	令和2年2月
023 愛知県	令和2年11月	084 宇都宮市	令和2年6月	127 明石市	令和元年5月
024 三重県	令和2年12月	085 富山市	令和3年3月	130 山形市	令和3年3月
025 滋賀県	令和2年6月	086 秋田市	令和3年3月	131 福井市	令和3年3月
026 京都府	令和2年3月	087 郡山市	令和元年8月	132 甲府市	令和3年4月
027 大阪府	平成29年12月	090 豊田市	平成30年4月	133 寝屋川市	令和2年7月
028 兵庫県	令和2年1月	094 いわき市	令和3年4月	134 水戸市	令和3年5月
029 奈良県	平成31年1月	095 長野市	令和3年3月	135 吹田市	平成29年12月
030 和歌山県	令和2年10月	096 豊橋市	令和3年3月		

② 最終通知文発送後の回答率について

掘り起こし調査マニュアルでは、手順 6 にて最終通知文を発送し、手順 5 までの回答者と最終通知文発送者を合計した数字で回答率を算出し、回答率を 100%とすることで、調査完了としている。調査完了日を過ぎても回答率が 100%となっていない理由は、以下に示す通りである。

自治体	理由
京都府	最終通知文は発送済みであり、最終通知文発送者を含む回答率については100%近い状況であるが、アンケート時に担当者が体調不良であったため、進捗表については未更新となった。9月末アンケートにて、更新を行う。
兵庫県	最終通知文を発送したが、未達が発生した。
千葉県	最終通知文を発送したが、未達が発生した。
東大阪市	最終通知文を発送したが、未達が発生した。
さいたま市	令和2年3月に掘り起し調査を行った事業者からの結果を待っていたため最終通知をしていなかったが、今後、処分費の軽減措置の拡充後に最終通知を実施する予定。
前橋市	最終通知文を発送したが、未達が発生した。

II. 照明器具安定器を対象とした掘り起こし調査について

(2) 照明器具安定器を対象とした掘り起こし調査の実施状況

貴都道府県市の照明器具安定器を対象とした掘り起こし調査の進捗状況について、令和2年6月末時点での実施状況は以下の通り。

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
001 北海道	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・その他	40,879	39,854	478	40,401	97.5%	35,779	88.6%
050 旭川市	令和4年3月	・経済センサス	3,619	3,479	2	3,617	96.1%	1,653	45.7%
051 札幌市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・その他	7,570	6,793	0	7,570	89.7%	4,445	58.7%
052 函館市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・その他	8,373	8,152	0	8,373	97.4%	3,420	40.8%
002 青森県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	17,709	17,517	0	17,709	98.9%	12,474	70.4%
108 青森市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	6,236	5,910	75	6,161	94.8%	3,798	61.6%
122 八戸市	令和4月3月	・家屋課税台帳	3,740	3,605	2	3,738	96.4%	2,703	72.3%
003 岩手県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	3,051	3,051	427	2,624	100.0%	1,208	46.0%
110 盛岡市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	3,649	3,502	147	3,502	96.0%	2,389	68.2%
004 宮城県	令和4年3月	・登記簿	16,473	14,275	2,198	14,275	86.7%	7,392	51.8%
054 仙台市	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	7,703	6,769	68	7,635	87.9%	3,926	51.4%
005 秋田県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	14,433	13,766	333	14,100	95.4%	10,449	74.1%
086 秋田市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	6,634	6,615	19	6,615	99.7%	6,448	97.5%
006 山形県	令和4年3月	・登記簿	37,558	24,141	0	37,558	64.3%	12,090	32.2%
130 山形市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	6,146	5,995	81	6,065	97.5%	4,175	68.8%
007 福島県	令和4年3月	・登記簿	24,776	22,364	576	24,200	90.3%	9,210	38.1%
087 郡山市	令和4年3月	・家屋課税台帳	9,158	—	—	—	—	—	—
094 いわき市	令和4年3月	・登記簿	10,385	1,941	19	10,366	18.7%	1,136	11.0%
124 福島市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・登記簿	8,621	—	—	—	—	—	—
008 茨城県	令和3年10月	・環境省提供データ ・登記簿	40,000	—	—	—	—	—	—
134 水戸市	令和4年3月	・家屋課税台帳	2,200	—	—	—	—	—	—
009 栃木県	令和3年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	29,000	—	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	12,002	11,566	0	12,002	96%	5,550	46.2%
010 群馬県	令和4年3月	・環境省提供データ	23,828	23,626	0	23,828	99.2%	12,852	53.9%
114 前橋市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,154	3,087	67	3,087	97.9%	2,384	77.2%
116 高崎市	令和4年3月	・家屋課税台帳	9,500	—	—	—	—	—	—
015 新潟県	令和4年3月	・環境省提供データ	42,049	41,546	0	42,049	98.8%	13,659	32.5%
059 新潟市	令和4年2月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,963	4,483	480	4,483	90.3%	2,881	64.3%
019 山梨県	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・その他	12,208	11,400	0	12,208	93.4%	5,629	46.1%
132 甲府市	令和4年3月	・家屋課税台帳	4,322	4,179	143	4,179	97%	2,146	51.4%
016 富山県	令和4年3月	・経済センサス	13,402	12,950	330	13,072	96.6%	6,028	46.1%
085 富山市	令和4年3月	・環境省提供データ	6,839	6,600	239	6,600	96.5%	4,942	74.9%
017 石川県	令和4年3月	・環境省提供データ	14,476	14,154	260	14,216	97.8%	8,281	58.3%
060 金沢市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	6,609	6,542	21	6,588	99.0%	4,972	75.5%

【北海道事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
018 福井県	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	11,194	10,976	0	11,194	98.1%	8,073	72.1%
131 福井市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	5,616	5,480	0	5,616	97.6%	4,133	73.6%
020 長野県	令和3年3月	・環境省提供データ ・登記簿	43,269	—	—	—	—	—	—
095 長野市	令和4年3月	・家屋課税台帳	3,752	2,613	0	3,752	69.6%	2,350	62.6%
小計	38/38道県市	—令和3年度完了予定	525,096	346,931	5,965	519,131	66.1%	206,575	39.8%

【東京対象事業地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
011 埼玉県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	84,859	69,305	0	84,859	81.7%	64,265	75.7%
101 さいたま市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・その他	9,206	8,620	586	8,620	93.6%	5,109	59.3%
103 川越市	令和3年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,783	4,699	0	4,783	98.2%	3,487	72.9%
121 越谷市	令和4年3月	・家屋課税台帳	4,875	4,785	0	4,875	98.2%	3,269	67.1%
125 川口市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	10,287	9,929	358	9,929	96.5%	3,991	40.2%
012 千葉県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	60,506	55,692	0	60,506	92.0%	21,295	35.2%
055 千葉市	令和4年3月	・家屋課税台帳	15,601	11,690	—	—	74.9%	—	—
104 船橋市	令和4年3月	・家屋課税台帳	5,549	5,276	0	5,549	95.1%	2,346	42.3%
111 柏市	令和4年3月	・家屋課税台帳	1,067	1,044	0	1,067	97.8%	687	64.4%
013 東京都	令和4年3月	・登記簿	155,986	67,059	7,621	148,365	43.0%	32,098	21.6%
109 八王子市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	4,993	4,692	0	4,993	94.0%	1,484	29.7%
014 神奈川県	令和4年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	48,895	40,923	—	48,895	83.7%	17,940	36.7%
056 横浜市	令和4年3月	・家屋課税台帳 ・環境省提供データ ・登記簿	41,090	31,319	0	41,090	76.2%	14,138	34.4%
057 川崎市	令和4年3月	・登記簿 ・環境省提供データ	26,272	24,217	0	26,272	92.2%	11,332	43.1%
058 横須賀市	令和4年3月	・家屋課税台帳	6,368	6,048	320	6,048	95.0%	4,481	74.1%
098 相模原市	令和3年10月	・家屋課税台帳	7,019	6,859	0	7,019	97.7%	—	—
小計	16/16都県市	—令和3年度完了予定	487,356	352,157	8,885	478,471	72.3%	185,922	38.9%

【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
022 静岡県	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報	40,845	40,804	41	40,804	99.9%	40,804	100.0%
062 静岡市	令和2年8月	・家屋課税台帳	14,672	14,623	49	14,623	99.7%	12,405	84.8%
063 浜松市	令和2年9月	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報 ・その他	10,555	10,135	283	10,272	96.0%	10,030	97.6%
021 岐阜県	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報 ・環境省提供データ	9,430	9,363	7	9,423	99.3%	9,357	99.3%
061 岐阜市	令和2年6月	・家屋課税台帳	3,837	3,738	99	3,738	97.4%	3,240	86.7%

【豊田事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
023 愛知県	令和2年8月	・登記簿 ・家屋課税台帳	89,885	88,850	1,035	88,850	98.8%	69,494	78.2%
064 名古屋市	令和2年7月	・家屋課税台帳 (R2/4/1時 点の情報に更新)	22,742	22,742	-	22,742	100.0%	13,090	57.6%
090 豊田市	令和2年4月	・家屋課税台帳	1,592	1,586	0	1,592	99.6%	1,592	100.0%
096 豊橋市	令和2年7月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	17,346	16,206	914	16,432	93.4%	15,994	97.3%
105 岡崎市	令和2年3月	・家屋課税台帳	2,500	2,351	34	2,466	94.0%	2,466	100.0%
024 三重県	令和2年8月	・登記簿 ・環境省提供データ	25,367	22,132	2,121	23,246	87.2%	18,357	79.0%
小計	3/11県市	←令和2年6月末までに調 査完了した自治体	238,771	232,530	4,583	234,188	97.4%	196,829	84.0%

【大阪事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
025 滋賀県	令和2年5月	・登記簿	15,041	10,444	4,597	10,444	69.4%	10,444	100.0%
115 大津市	令和2年3月	・登記簿	1,461	1,428	28	1,433	97.7%	1,433	100.0%
026 京都府	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	18,162	17,626	0	18,162	97.0%	12,144	66.9%
065 京都市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳	25,170	21,158	1,631	23,539	84.1%	23,539	100.0%
027 大阪府	平成30年3月	・経済センサス	16,767	15,874	447	16,320	94.7%	16,320	100.0%
066 大阪市	令和2年9月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	33,035	29,358	3,677	29,358	88.9%	29,293	99.8%
067 堺市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報	33,051	31,347	977	32,074	94.8%	32,074	100.0%
068 東大阪	令和2年3月	・家屋課税台帳	2,729	2,589	140	2,589	94.9%	2,589	100.0%
106 高槻市	令和2年8月	・経済センサス ・環境省提供データ ・その他	544	544	0	544	100.0%	496	91.2%
120 枚方市	令和2年10月	・登記簿 ・家屋課税台帳	6,477	6,149	0	6,477	94.9%	3,786	58.5%
118 豊中市	令和2年9月	・家屋課税台帳	6,314	6,051	0	6,314	95.8%	6,039	95.6%
126 八尾市	令和2年3月	・家屋課税台帳	5,767	5,640	0	5,767	97.8%	5,767	100.0%
133 寝屋川市	平成30年3月	・経済センサス	1,502	-	-	1,502	-	1,502	100.0%
	令和2年7月	・家屋課税台帳	2,928	2,860	68	2,860	97.7%	1,771	61.9%
135 吹田市	平成30年3月	・経済センサス	2,601	-	0	2,601	-	2,601	100.0%
028 兵庫県	令和2年2月	・経済センサス	15,000	14,243	120	14,880	95.0%	14,336	96.3%
069 神戸市	令和2年7月	・登記簿	54,524	46,825	7,696	46,828	85.9%	39,301	83.9%
070 姫路市	令和2年3月	・登記簿 ・情報通信会社提供情報	21,777	19,346	2,281	19,496	88.8%	19,496	100.0%
071 尼崎市	令和元年12月	・経済センサス	443	400	0	443	90.3%	443	100.0%
099 西宮市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	1,309	1,309	0	1,309	100.0%	1,309	100.0%
127 明石市	令和2年3月	・登記簿	2,484	2,140	344	2,140	86.2%	2,140	100.0%
029 奈良県	平成31年3月	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	21,794	18,602	3,110	18,684	85.4%	18,684	100.0%
102 奈良市	令和2年8月	・登記簿 ・家屋課税台帳	1,662	1,500	74	1,588	90.3%	1,338	84.3%
030 和歌山県	令和2年10月	・登記簿 ・環境省提供データ	15,842	15,705	0	15,842	99.1%	10,644	67.2%
072 和歌山市	令和2年2月	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	9,876	8,408	1,468	8,408	85.1%	8,408	100.0%
小計	15/24府県市	←令和2年6月末までに調 査完了した自治体	316,260	279,546	26,658	289,602	88.4%	265,897	91.8%

【北九州事業対象地域】

自治体名	調査完了 (予定)日	使用した調査対象 事業者リスト	事業者数						
			調査対象 事業者数 (A)	到達件数 (C)	住所確認 不可件数 (D)	有効調査 対象事業者数 (E)=(A)-(D)	調査情報 到達率 (C)/(A)	手順6までの 回答件数 (最終通知含む) (G)	回答率 (G)/(E)
031 鳥取県	令和2年9月	・経済センサス ・環境省提供データ	6,142	5,988	154	5,988	97.5%	5,737	95.8%
128 鳥取市	令和2年10月	・登記簿 ・環境省提供データ	2,934	2,811	8	2,926	95.8%	2,883	98.5%
032 高知県	令和2年9月	・環境省提供データ	11,742	11,481	0	11,742	97.8%	9,775	83.2%
129 松江市	令和2年10月	・登記簿 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	7,042	6,746	0	7,042	95.8%	6,024	85.5%
033 岡山県	令和2年11月	・登記簿 ・情報通信会社提供情報	15,808	15,090	0	15,808	95.5%	13,369	84.6%
083 岡山市	令和2年11月	・環境省提供データ	12,200	11,729	471	11,729	96.1%	7,464	63.6%
100 倉敷市	令和2年8月	・登記簿	7,337	7,112	225	7,112	96.9%	6,643	93.4%
034 広島県	令和3年1月	・登記簿 ・環境省提供データ	32,623	26,414	0	32,623	81.0%	19,106	58.6%
073 広島市	令和2年12月	・登記簿 ・経済センサス	19,311	15,437	3,704	15,607	79.9%	15,199	97.4%
074 呉市	令和3年1月	・家屋課税台帳	6,750	6,162	588	6,162	91.3%	3,377	54.8%
091 福山市	令和2年9月	・家屋課税台帳	24,364	23,640	724	23,640	97.0%	17,055	72.1%
035 山口県	令和2年2月	・登記簿 ・家屋課税台帳	11,746	10,744	1,002	10,744	91.5%	10,719	99.8%
075 下関市	令和2年3月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報	2,812	2,795	17	2,795	99.4%	2,773	99.2%
036 徳島県	令和2年10月	・登記簿 ・経済センサス	19,911	19,395	516	19,395	97.4%	10,510	54.2%
037 香川県	令和2年3月	・環境省提供データ	11,861	11,606	255	11,606	97.9%	11,606	100.0%
097 高松市	令和元年12月	・登記簿	8,917	8,291	626	8,291	93.0%	8,291	100.0%
038 愛媛県	令和2年9月	・経済センサス ・環境省提供データ	21,187	20,717	356	20,831	97.8%	12,253	58.8%
089 松山市	令和2年10月	・環境省提供データ	7,403	7,264	0	7,403	98.1%	5,327	72.0%
039 高知県	令和2年9月	・環境省提供データ	10,520	10,320	161	10,359	98.1%	7,225	69.7%
092 高知市	令和2年9月	・家屋課税台帳 ・インターネット情報	6,633	6,333	300	6,333	95.5%	3,684	58.2%
040 福岡県	令和2年7月	・登記簿 ・環境省提供データ	50,279	29,304	20,776	29,503	58.3%	23,962	81.2%
076 北九州市	平成26年	・信用調査会社有する企業 データ	20,051	20,051	0	20,051	100.0%	20,051	100.0%
077 福岡市	令和2年9月	・家屋課税台帳	12,855	12,582	264	12,591	97.9%	8,618	68.4%
112 久留米市	令和2年8月	・登記簿 ・登記事項要約書	4,681	3,582	1,099	3,582	76.5%	3,187	89.0%
041 佐賀県	令和2年10月	・家屋課税台帳 ・登記簿 ・公有財産台帳	30,000	28,800	0	30,000	96.0%	10,000	33.3%
042 長崎県	令和2年5月	・経済センサス ・登記簿	10,704	10,147	29	10,675	94.8%	10,675	100.0%
079 長崎市	令和2年5月	・固定資産課税台帳 ・登記簿	7,352	6,123	0	7,352	83.3%	4,836	65.8%
080 佐世保市	令和2年8月	・家屋課税台帳 ・登記簿	3,478	2,935	127	3,351	84.4%	2,653	79.2%
043 熊本県	令和2年12月	・経済センサス	15,931	15,823	0	15,931	99.3%	14,259	89.5%
081 熊本市	令和2年7月	・家屋課税台帳 ・経済センサス	4,378	4,366	0	4,378	99.7%	3,964	90.5%
044 大分県	令和2年10月	・情報通信会社提供情報	7,600	7,546	4	7,596	99.3%	6,102	80.3%
088 大分市	令和2年10月	・家屋課税台帳 ・登記簿	2,566	2,310	217	2,349	90.0%	1,655	70.5%
045 宮崎県	令和2年12月	・家屋課税台帳 ・情報通信会社提供情報 ・その他	22,975	21,723	1,252	21,723	94.6%	16,932	77.9%
093 宮崎市	令和2年12月	・登記簿 ・家屋課税台帳 ・環境省提供データ	5,668	4,268	1,400	4,268	75.3%	2,330	54.6%
046 鹿児島県	令和2年9月	・登記簿 ・経済センサス ・環境省提供データ	30,930	23,341	6,694	24,236	75.5%	18,969	78.3%
082 鹿児島市	令和2年9月	・家屋課税台帳	12,679	11,704	97	12,582	92.3%	8,889	70.6%
047 沖縄県	令和2年11月	・情報通信会社提供情報 ・環境省提供データ	11,498	10,824	0	11,498	94.1%	3,070	26.7%
119 那覇市	令和2年10月	・家屋課税台帳 ・経済センサス ・情報通信会社提供情報	6,300	5,631	0	6,300	89.4%	829	13.2%
小計	4/38県市	←令和2年6月末までに調査 完了した自治体	507,168	451,135	41,066	466,102	89.0%	340,001	72.9%

(2) 照明器具安定器を対象とした掘り起こし調査結果

掘り起こし調査の結果、自治体へ届出がない PCB 使用安定器の保有（保管・使用）が新たに発見された件数及び機器数を以下に示す。

【北海道事業対象地域】

自治体名	事業者数	掘り起こされた安定器の台数			
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
001 北海道	1,090	—	—	—	—
050 旭川市	7	30	0	30	4.3
051 札幌市	162	—	—	—	—
052 函館市	2	0	4	4	2
002 青森県	—	—	—	—	—
108 青森市	37	364	168	532	14.4
122 八戸市	—	—	—	—	—
003 岩手県	13	10	84	94	7.2
110 盛岡市	72	—	—	—	—
004 宮城県	14	3	101	104	7.4
054 仙台市	84	—	—	—	—
005 秋田県	304	3,907	—	3,907	13
086 秋田市	13	15	228	243	19
006 山形県	13	57	52	109	8
130 山形市	0	—	—	—	—
007 福島県	35	444	301	745	21.3
087 郡山市	—	—	—	—	—
094 いわき市	70	116	147	263	4
124 福島市	—	—	—	—	—
008 茨城県	—	—	—	—	—
134 水戸市	—	—	—	—	—
009 栃木県	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	2	5	15	20	10
010 群馬県	272	—	—	19204	71
114 前橋市	66	—	—	—	—
116 高崎市	—	—	—	—	—
015 新潟県	209	4	1	5	0.054
059 新潟市	74	—	—	—	—
019 山梨県	13	94	24	118	9.1
132 甲府市	36	—	—	—	—
016 富山県	135	—	—	—	—
085 富山市	114	—	—	—	—
017 石川県	10	65	1	66	6.6
060 金沢市	9	155	16	171	19
018 福井県	281	—	—	—	—
131 福井市	98	—	—	—	—
020 長野県	—	—	—	—	—
095 長野市	84	679	5517	6196	74
小計	3,319	5,948	6,659	31,811	29

【東京事業対象地域】

自治体名	事業者数		掘り起こされた安定器の台数		
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
011 埼玉県	109	—	—	—	—
101 さいたま市	149	—	—	—	—
103 川越市	—	—	—	—	—
121 越谷市	53	36	32	68	1
125 川口市	—	—	—	—	—
012 千葉県	—	—	—	—	—
055 千葉市	134	—	—	—	—
104 船橋市	4	19	7	26	7
111 柏市	2	16	11	27	14
013 東京都	—	—	—	—	—
109 八王子市	4	19	0	19	5
014 神奈川県	—	—	—	—	—
056 横浜市	—	—	—	—	—
057 川崎市	1	2	0	2	0
058 横須賀市	97	—	—	—	—
098 相模原市	0	—	—	—	—
小計	553	92	50	142	1

【豊田事業対象地域】

自治体名	事業者数		掘り起こされた安定器の台数		
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
022 静岡県	161	2,006		2,006	12
062 静岡市	56	517	10	527	9
063 浜松市	74	291	0	291	4
021 岐阜県	195	96	514	610	3
061 岐阜市	11	51	38	89	8
023 愛知県	703	—	—	—	—
064 名古屋市	—	—	—	—	—
090 豊田市	10	10	110	120	12
096 豊橋市	242	799	1,254	2,053	8
105 岡崎市	9	101	0	101	11
024 三重県	45	107	68	175	4
小計	1,506	3,978	1,994	5,972	7

【大阪事業対象地域】

自治体名	事業者数		掘り起こされた安定器の台数		
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
025 滋賀県	95	—	—	—	—
115 大津市	9	64	47	111	12
026 京都府	785	—	—	—	—
065 京都市	2	14	6	20	10
027 大阪府	540	30,868	14,692	45,560	84
066 大阪市	291	17,539	2,897	20,436	70
067 堺市	5	30	16	46	9
068 東大阪市	12	109	236	345	29

【大阪事業対象地域】

自治体名	事業者数		掘り起こされた安定器の台数		
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
106 高槻市	6	131	87	218	32
120 枚方市	8	72	0	72	9
118 豊中市	21	48	126	174	8
126 八尾市	6	7	1	8	1
133 寝屋川市	34	4,563	4,088	8,651	254
135 吹田市	—	—	—	—	—
028 兵庫県	231	—	—	—	—
069 神戸市	50	233	207	440	9
070 姫路市	6	85	18	103	17
071 尼崎市	2	0	10	10	5
099 西宮市	9	54	0	54	6
127 明石市	7	43	15	58	8
029 奈良県	24	189	4	193	8
102 奈良市	7	255	0	255	36
030 和歌山県	285	—	—	—	—
072 和歌山市	7	108	3	111	16
小計	2,442	54,412	22,453	76,865	73

【北九州事業対象地域】

自治体名	事業者数		掘り起こされた安定器の台数		
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
031 鳥取県	30	247	920	1,167	39
128 鳥取市	7	63	4	67	10
032 島根県	101	674		674	7
129 松江市	89	—	—	—	—
033 岡山県	35	668	1,443	2,111	60
083 岡山市	10	0	106	106	10
100 倉敷市	93	4,292		4,292	46
034 広島県	86	1,288	253	1,541	18
073 広島市	40	87	238	325	8
074 呉市	10	99	64	163	16
091 福山市	54	2,497	156	2,653	49
035 山口県	44	244	314	558	13
075 下関市	9	66	60	126	14
036 徳島県	47	—	—	—	—
037 香川県	12	171	4	175	15
097 高松市	10	89	43	132	13
038 愛媛県	31	4,265		4,265	138
089 松山市	14	15	38	53	4
039 高知県	121	—	—	—	—
092 高知市	29	284	359	643	22

【北九州事業対象地域】

自治体名	事業者数		掘り起こされた安定器の台数		
	掘り起こされた事業者数(H)	保管中(I)	設置中(J)	総台数(K)=(I)+(J)	発見事業者あたり発見台数(K)/(H)
040 福岡県	300	—	—	—	—
076 北九州市	12	1,229		1,229	102
077 福岡市	41	194	109	303	7
112 久留米市	15	101	29	130	9
041 佐賀県	86	458	399	857	10
042 長崎県	29	212	248	460	16
079 長崎市	30	31	293	324	11
080 佐世保市	4	27	0	27	7
043 熊本県	39	926	1,197	2,123	54
081 熊本市	22	138	92	230	10
044 大分県	7	425	54	479	68
088 大分市	8	33	43	76	10
045 宮崎県	18	345		345	19
093 宮崎市	58	—	—	—	—
046 鹿児島県	6	24	0	24	4
082 鹿児島市	23	464	1	465	20
047 沖縄県	2	18	0	18	9
119 那覇市	3	3	0	3	1
小計	1,575	19,677	6,467	26,144	27

(3) 照明器具安定器を対象とした掘り起こし調査における最終通知文の発送について

① 最終通知文の発送時期について

各自治体の最終通知文の発送時期について、以下に示す。

自治体	最終通知発送（予定）時期	自治体	最終通知発送（予定）時期	自治体	最終通知発送（予定）時期
001 北海道	令和4年3月	044 大分県	令和2年10月	091 福山市	令和3年11月
002 青森県	令和4年3月	045 宮崎県	令和2年8月	092 高知市	令和2年8月
003 岩手県	令和3年7月	046 鹿児島県	令和2年9月	093 宮崎市	令和2年12月
004 宮城県	令和4年2月	047 沖縄県	令和2年11月	094 いわき市	令和4年4月
005 秋田県	令和4年3月	050 旭川市	令和3年12月	095 長野市	令和4年3月
006 山形県	令和4年6月	051 札幌市	令和3年12月	096 豊橋市	令和2年7月
007 福島県	令和4年3月	052 函館市	令和4年3月	097 高松市	令和元年12月
008 茨城県	令和4年2月	054 仙台市	令和4年3月	098 相模原市	令和3年10月
009 栃木県	令和4年4月	055 千葉市	令和4年4月	099 西宮市	令和2年3月
010 群馬県	令和4年3月	056 横浜市	令和4年3月	100 倉敷市	令和2年8月
011 埼玉県	令和4年3月	057 川崎市	令和4年3月	101 さいたま市	令和3年3月
012 千葉県	令和4年3月	058 横須賀市	令和4年4月	102 奈良市	令和2年8月
013 東京都	令和4年3月	059 新潟市	令和4年2月	103 川越市	令和3年3月
014 神奈川県	令和3年9月	060 金沢市	令和4年2月	104 船橋市	令和4年3月
015 新潟県	令和4年	061 岐阜市	令和2年5月	105 岡崎市	令和2年7月
016 富山県	令和4年3月	062 静岡市	令和2年8月	106 高槻市	令和2年8月
017 石川県	令和4年3月	063 浜松市	令和2年9月	108 青森市	令和4年3月
018 福井県	令和4年2月	064 名古屋市	令和2年7月	109 八王子市	令和4年3月
019 山梨県	令和4年3月	065 京都市	令和2年6月	110 盛岡市	令和4年3月
020 長野県	令和4年3月	066 大阪市	令和2年3月	111 柏市	令和4年3月
021 岐阜県	令和2年3月	067 堺市	令和2年10月	112 久留米市	令和2年10月
022 静岡県	令和2年5月	068 東大阪市	令和2年3月	114 前橋市	令和3年3月
023 愛知県	令和2年9月	069 神戸市	令和2年7月	115 大津市	令和2年3月
024 三重県	令和2年8月	070 姫路市	令和元年12月	116 高崎市	令和4年3月
025 滋賀県	令和2年6月	071 尼崎市	令和元年12月	118 豊中市	令和2年8月
026 京都府	令和2年3月	072 和歌山市	令和2年2月	119 那覇市	令和2年10月
027 大阪府	平成29年12月	073 広島市	令和2年9月	120 枚方市	令和2年10月
028 兵庫県	令和2年1月	074 呉市	令和2年9月～11月	121 越谷市	令和4年3月
029 奈良県	平成31年3月	075 下関市	令和2年6月	122 八戸市	令和4年3月
030 和歌山県	令和2年10月	076 北九州市	平成27年1月	124 福島市	令和4年3月
031 鳥取県	令和2年9月	077 福岡市	令和2年9月	125 川口市	令和3年1月
032 島根県	令和2年10～12月	079 長崎市	令和2年7月	126 八尾市	令和2年1月
033 岡山県	令和2年11月	080 佐世保市	令和2年9月	127 明石市	令和元年9月
034 広島県	令和2年9月	081 熊本市	令和2年9月	128 鳥取市	令和2年10月
035 山口県	令和2年2月	082 鹿児島市	令和2年9月	129 松江市	令和2年10月
036 徳島県	令和2年10月	083 岡山市	令和2年11月	130 山形市	令和4年3月
037 香川県	令和2年2月	084 宇都宮市	令和4年3月	131 福井市	令和4年3月
038 愛媛県	令和2年9月	085 富山市	令和4年3月	132 甲府市	令和4年4月
039 高知県	令和2年9月	086 秋田市	令和3年3月	133 寝屋川市	令和2年7月
040 福岡県	令和2年10月	087 郡山市	令和4年3月	134 水戸市	令和3年10月
041 佐賀県	令和2年10月	088 大分市	令和2年10月	135 吹田市	平成29年12月
042 長崎県	令和2年5月	089 松山市	令和2年10月		
043 熊本県	令和2年8月	090 豊田市	令和2年4月		

② 最終通知文発送後の回答率について

掘り起こし調査マニュアルでは、手順 6 にて最終通知文を発送し、手順 5 までの回答者と最終通知文発送者を合計した数字で回答率を算出し、回答率を 100%とすることで、調査完了としている。調査完了日を過ぎても回答率が 100%となっていない理由は、下記に示す通りである。

自治体	理由
岐阜県	最終通知文を発送したが、未達が発生した。
京都府	最終通知文は発送済みであり、最終通知文発送者を含む回答率については 100%近い状況であるが、アンケート時に担当者が体調不良であったため、進捗表については未更新となった。9 月末アンケートにて、更新を行う。
山口県	最終通知文を発送したが、未達が発生した。
岐阜市	最終通知文を発送したが、未達が発生した。
長崎市	令和 2 年 7 月に最終通知文を発送する予定。
下関市	最終通知文を発送したが、未達が発生した。売却により所有者が変更となったもの、解体予定と回答があったもの等について調査が終了していない。

Ⅲ. 掘り起こし調査の方法について

(1) 自家用電気工作物の掘り起こし調査における作業方法について

① 掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

- ・ 経済産業省の所有しているリストに掲載されているが、PCB 特措法に基づく届出を行っていない事業者は、確認等を実施すると発見率が高い。
- ・ フォローアップで未回答事業者に回答の督促電話をするとともに、電話で回答を得ることで回答回収率が向上した。
- ・ 未回答、未達事業者について、53 年時点のゼンリン地図に掲載されていない建物を除外することで、調査の重点化を図ることができた。
- ・ 電気設備を管理している電気主任技術者に相談のうえ回答する旨記載することで、回答内容の精度が上がった。
- ・ 調査前に電気保安協会など保安全管理業務を実施している事業者に対し、掘り起こし調査の趣旨を説明し、調査への協力を文書で依頼することで、協力を得ることができた。
- ・ 調査票の作成段階から、保安協会や電気技術者協会などと相談しながら進めた。
- ・ 調査票をカラーとした。
- ・ 令和2年6月から、県職員による未回答事業者に対する現地訪問を開始した。訪問した事業者の多くは過去に郵送した調査票について「見た記憶がない」と主張するが、調査票を直接手渡しすることで比較的高い確率で回答が得られている。現地訪問による面会及び応対者等の氏名を聞き取っていることが理由と考えている。
- ・ H30年度調査委託では、従来調査によりなお残る未回答者について、建物の建築年等から対象数の絞込みを行い、フォロー調査数を減らした。
- ・ 支店、フランチャイズ店舗等について、本社・本店での一括回答を依頼した。
- ・ フォローアップで未回答事業者に回答督促電話をするとともに、電話で回答を得ることで回答回収率が向上した。
- ・ 未回答事業者への再調査では、直接訪問して調査の主旨を説明し理解してもらうことで、回答につながる効果があった。
- ・ 回答率向上のため、アンケートに電気主任技術者への問い合わせが可能か設問を設けたが、「不可」と回答したところでも電話で調査について説明することで、ほとんど「可」となり、調査に役立った。
- ・ フォローアップでアンケート調査を再送しても回答がなかった事業者に対して、事前に電話で調査協力を求めてから再度回答票を送付することで回答を得られることが多い。
- ・ 調査依頼文に「重要」と大文字で記載すること、また、公印付とすることにより、調査対象者の危機感を高め、また、一部から寄せられていた「特殊詐欺ではないか？」との疑念の払拭に効果があった。
- ・ 調査結果をうけ立入検査を実施したため、実態把握が進んだ。
- ・ 掘り起こし調査未回答者のうち、空き家等については登記簿情報をもとに現所有者に調査票を再送付した。

- ・ 環境省で新聞広告、TVCM、特集番組を通して PCB について広く啓発していただいたこと。
- ・ 未回答事業者に対するフォローアップを行うために、圏域ごとに2名ずつ PCB 処理推進専門職員を設置し正職員の負荷を軽減することができた。
- ・ 未回答者に対し、往復ハガキによる簡易調査を実施し、質問を簡略化することで、回答率が向上した。
- ・ 往復ハガキの到着確認ができない者に対し、FAX で調査票を再送及び受信することで、回答率が向上した。
- ・ 未回答者に対し、委託業者による臨宅で督促訪問及び回答聞き取りを実施することで、回答率が向上した（一部、実施中。）。
- ・ 未回答者リストと電気保安協会の顧客リストを突合し、未回答の顧客を集中して督促してもらったことで、回答率が向上した。
- ・ 調査票の質問に建築年月の回答を求めることで、誤回答の防止が図れた。
- ・ 未回答事業者に対するフォローアップをコールセンターの設置(委託)により行うことで、自治体職員の負荷を軽減することができた。
- ・ 掘り起こし調査専用のホームページの作成
- ・ 掘り起こしアンケート調査票に PCB 廃棄物に該当する電気工作物の製造年を示して該当の有無を簡単に記入する調査票にした事が有効であったと思われる。
- ・ テレビ CM により、「今なら補助金」のワードが自ら調査に応じる起因になった。
- ・ 簡易調査票により、PCB 保有可能性がある者を特定し、その後詳しい調査票を順次送付する等丁寧な対応が効果あり（全て直営で職員自ら調査し、電話・郵送だけではなく、直接訪問するなど実施）
- ・ 未回答事業者に対するフォローアップについて、現地訪問で保安台帳等の情報から、過去の情報収集により整合性の確認ができ、精度向上
- ・ 調査対象者了承のもと、電気主任技術者に機器の状況を直接聞き取ることで、回答内容の整合性向上と、事務時間短縮に繋がった。
- ・ 昨年度からの本市 OB 職員による現地アンケート調査（フォローアップ調査）は回答率が向上し、事業所の状況も把握できる。また、定期的な電気点検が今は不要の事業所が保管したままになっている電気工作物の掘り起こしにつながっている。
- ・ 本市独自の A4 で1枚ものの回答用紙を作成し、回答を得られやすいようにした。また、提出方法を FAX でも可能にした。
- ・ 最終通知に対象となる建築物名と住所を記入したことで、所有者が対象となる建築物を明確に理解した状態で問い合わせをするようになった。
- ・ 平成 28 年度に提供を受けたリストに記載されている事業者のうち、住宅地図と航空地図を活用して平成 27 年度以降に新築された建物や太陽光発電設備だと判明した場合は、PCB 廃棄物等を保有している可能性が低いことから、調査効率向上のため調査対象から除外した。
- ・ 自家用電気工作物の設置者（事業者における本社）等に調査票を送付して未回答であった事業者においても、設置場所に再度調査票を送付し、現地の方に調査を依頼することで、回答を得ることができた。

- ・ 未回答事業者について対応が早い方が反応があると考え、掘り起こし調査の提出期限満了後、すぐにフォローアップ調査を行った。
- ・ 家屋課税台帳等に基づく掘り起こし調査で、変圧器・コンデンサー等の電気機器及びその他PCB汚染物の有無について、回答する欄を設けた結果、変圧器、コンデンサー等が新たに見つかった。
- ・ 過去に自家用電気工作物設置者として、一度調査した者についても、P協データに記載された者を調査したところ、新たにPCB廃棄物等が発見された。
- ・ P協伝票の写しを同封し、該当機器の回答をさせることで、発見させやすくした。
- ・ キュービクルや電気室の写真を掲載した独自資料を準備し、郵送の際に同封したり訪問の際に提示したりすることで、何を調査すべきかスムーズに話を進めることができた。
- ・ 電話で確認する際に、聞き取る内容を事前に精査してから確認する。
- ・ 短期間に繰り返し督促したところ、反応があった。
- ・ 電気主任技術者から指導があった事業所は、その後の手続きがスムーズだった。
- ・ PCB「不明」回答の場合には不明理由も記入するよう、調査票を一部変更した。
- ・ P協データに基づき、掘り起こし調査対象外事業者（平成26年度及び平成28年度に環境省に配布いただいた自家用電気工作物設置者以外）に立入検査したところ、高濃度PCB電気機器が発見できた。
- ・ 倒産、廃業、事業継承、事業所の統廃合、移転等で居所不明となっている事業所について、調査会社を活用した現況調査を実施したところ、多くの事業所の現況が明らかになり、回答に結び付けることが出来た。
- ・ 発送日を分散させ、電話問い合わせ等が短期間に集中しないようにした。
- ・ 未回答者やあいまいな回答者に催促を繰り返すことで回答が得られた。

② 掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について

- ・ 電気事業法に基づく使用中機器のPCB確認及び使用中機器の廃止登録が進んでいない。電気事業法に基づく届け出がされておらず、かつ電路につながっていない変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査に関する実施主体が不明。
- ・ 一部の電気主任技術者においてPCBに対する認識不足が見られた。非協力的な事例があった。経済産業省を通じて、PCB処理に係る周知徹底を図ってほしい。
- ・ メーカーに銘板情報を問合せても不明との回答があった。
- ・ 保安管理業務を実施している事業者から、当該機器が高濃度PCB機器かどうかの情報を得るのが難しい（機器設置者の同意が必須）。
- ・ 事業者のPCBに関する知識が浅く、掘り起こし調査に協力を得られない場合があった。特に使用中の変圧器・コンデンサーについては、電気主任技術者等から事業者の説明するなどの対応の徹底が必要と考える。
- ・ 低濃度PCB使用電気工作物の取り扱いについて事業者から問合せを受ける場面があり、回答に苦慮している。
- ・ 機器所有者のPCBに対する認識不足がみられた。
- ・ 電気事業法に基づく「自家用電気工作物設置者」のリストに届出年月日や廃止年月日の情

報が含まれていれば、事業所の存在が確認出来ないケースなどでより過去の状況を確認しやすいと感じた。

- ・一部の事業者から調査費用に対する苦情があった。
- ・低濃度PCBの助成に関する問い合わせ・苦情が多数あった。
- ・「保有あり」とアンケートで回答したが、実は保有していない事業者が散見された。
- ・電気主任技術者の外部委託の場合、業務多忙によりPCB届出書の提出がなかなかされない。
- ・インターネットやタウンページ等でも電話番号などの連絡先がわからない事業者または破産手続き中の事業者に対する回答指示をどのように行えばよいのか苦慮している。
- ・(財)電機絶縁物処理協会からのPCBデータの住所情報が古く、更新が困難であり、未達事業者が多数発生した。
- ・微量のPCB混入が疑われる使用中のコンデンサーの濃度分析調査について、機器の交換が必要として分析時期を未定としている者が見受けられる。
- ・保守点検業者、電気主任技術者が守秘義務を理由に非協力的であること。
- ・マニュアルにある詳細な掘り起こしアンケート調査票の「不明」の解答欄の存在により、回答受理後の対応に苦慮した。
- ・調査が任意であるため、協力を得られにくい(特に、大手飲食店全国チェーン、大手ドラッグストアチェーンは、個々の自治体調査では回答拒否されるので、環境省又は東京都などから本部へ協力要請してもらいたい)。
- ・電気設備の届出年月日及び設置年月日、建物の種別及び建築年月日、電気主任技術者の情報が不在のため、効率的・効果的な調査の実施が困難となっている。
- ・すべての設置届事業者に電話番号の情報があるわけではないので、連絡をとることが困難。
- ・過去の調査で調査票が郵送されていても、その後のフォローアップにて、新たに未到達者が発生してしまう。
- ・自家用電気工作物設置者リストや電気絶縁物処理協会の事業者名、住所情報が古く、当該事業場の現在の名称・住所等の更新、他リストとの突合に非常に多くの時間を要する。
- ・平成26年度、平成27年度に、3地域に分けて調査を実施するにあたり、調査票を地域ごとに異なる様式にしたため、集計に苦慮した。集計のアウトプットを事前に指示いただきたい。
- ・引き続き、テレビCMなど周知活動をやってほしい。(事業者からではなく、一般家庭の方からの問い合わせが多かったため、事業者に見てもらえるよう改善してほしい)
- ・製造年月日や型式が確認できない場合のPCB廃棄物該当の有無について判別方法等の問い合わせが多くあった。
- ・補助金について、低濃度の場合や取運料金には該当しないことについて苦情が多かった。広範な広報が必要と思われた。
- ・建物に郵便ポストがなく、所有者宛に調査票を送付しても届かない、または未登記の建物の場合、事業者への調査や郵送ができない。
- ・掘り起こし調査を実施するたびに、同一事業者が濃度不明且つ分析時期未定で回答する事例が散見されることから、電気主任技術者から対象事業者へのPCB廃棄物の期限内処理の説明不足が懸念される。

- ・ マニュアルにある詳細な掘り起こしアンケート調査票は、調査対象者には難解で回答率向上が困難
- ・ 調査対象者選定のための自家用電気工作物設置リストの精度が悪いため、調査完了をどの程度にしてよいのか判断に苦慮
- ・ 高濃度の処分期限が迫る中での使用中の高濃度機器の取り外しに加え、使用中の低濃度機器についても数年単位の機器更新計画を見据えて取り外しし、早急に廃棄物として処理する必要があるため、定例点検時における担当電気主任技術者による働きかけをより一層強めていただくなど、協力していく必要がある。
- ・ 業者委託による電話でのフォローアップ調査について、回答が芳しくない。民間企業による調査への抵抗が考えられる。(業務委託実施時に電話回答拒否であった事業者であっても、後からの自治体職員の電話調査には難なく応じるケースが多々あり。)
- ・ 掘り起こし調査対象は、使用中含め低濃度 PCB 疑いの電気機器だけが該当する場合がほとんど。取り外し機器の有無・電気機器の製造年・建物の建築年等の情報から、高濃度 PCB 保有の可能性が高い事業者を優先し時間を掛けた方が良い。
- ・ 建物は現存しているものの、廃墟等で連絡が取れない事業者が存在しており、取扱いに苦慮している。
- ・ テナント募集等を行う管理会社の営業社員は PCB を知らないことが多い。
- ・ 電気主任技術者等に確認し、PCB 保有無しと回答してきた事業者においても、後日、高濃度 PCB が見つかったと連絡してくる事業者が、一定数存在する。
- ・ 掘り起こしのマニュアルを国が示すほかに、掘り起こし調査を各自治体が義務的に実施しなければならない旨の通知等を出していただけると、調査に係る予算をより確保しやすくなったと思われる。
- ・ 処理費用に関する苦情が多いこと。
- ・ 掘り起こしアンケート調査を行う前にあらかじめ PCB に関する広報を行い、PCB に関する認識を高めておけばより効果的であったと考えられる。
- ・ 調査対象者から電気主任技術者に問合せが殺到し、電気主任技術者より苦情があった。
- ・ 非自家電工作物の PCB 廃棄物等について、発見事例を示してほしい。
- ・ 電気主任技術者不選任の事業所について、環境部局からは指導できないため困っている。産業保安監督部等に情報提供すれば指導してもらえるのか。
- ・ 廃業した事業所で、キュービクルの鍵(特殊な形状の物)を所有していない対象について、調査できず困っている。環境省において様々な形状の鍵を貸し出す等の対応はできないのか。
- ・ 自家用電気工作物の届出情報が古いものがあつたため、その精査に時間がかかった。
- ・ PCB に関連してからかなり時間が経過しているため、事業者の使用や保管の自覚がないことが多い。
- ・ 手続きが困難な事業者について、JESCO 登録から処分までスムーズに進むよう、環境省や JESCO に協力を求めたい。
- ・ 処理期限間際での使用中 PCB 含有機器の更新が予見されるので、早目の対策を講じるよう経済産業省に働きかけをお願いしたい。
- ・ 文書で送っても分かりにくい部分があるので、点検時、電気主任技術者から積極的に説明

してもらいたい。

- ・ 国が事前に、保守業者等から設置機器情報の提供依頼をしていれば、各自治体の費用的、人的な負担が半減した。
- ・ 掘り起し調査リストやP協データに掲載されていない事業所でPCB含有機器が見つかっている。
- ・ 輸入X線機器に関する情報がなく、地下に設置されているコンデンサーが高重量であったことから分析に苦慮した。
- ・ 安定器に関する質問をもう少し詳しくすべきだった。(照明器具を交換しているがPCBを含む安定器が使用されているか不明との回答が見受けられた為、安定器も含み交換されているか等加えるべきだった。)
- ・ 安定器・コンデンサーという言葉自体を知らない方、また言葉を知っていても調べ方がわからず調査を渋る方が多い。
- ・ 電話回線がパンクすることがあった。

(2) 安定器の掘り起こし調査における作業方法について

① 掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

- ・ PCB使用安定器の判別が可能な者の育成を目的とした県内の電気工事業者等を対象とした研修会を実施し、安定器の掘り起こし調査において、安定器を自ら調査することができない事業者に対し、当該研修会の参加者を紹介することにより円滑な調査が実施できるよう配慮した。
- ・ 市町村向けの安定器掘起調査方法説明会の開催
- ・ 未回答事業者に回答の督促電話をするとともに、電話で回答を得ることで回答回収率が向上した。
- ・ 電話番号不明な未回答事業者に督促はがきを送付することで回答回収率が向上した。
- ・ 掘り起こしアンケート調査実施前に、電気工事関係団体に対し掘り起こし調査の趣旨を説明のうえ調査への協力を文書で依頼した。
- ・ アンケート郵送する際に県の封筒を用いた点
- ・ 複数の対象事業所がある事業者には、事前に調査協力の依頼をした点
- ・ 令和2年6月から、県職員による未回答事業者に対する現地訪問を開始した。訪問した事業者の多くは過去に郵送した調査票について「見た記憶がない」と主張するが、調査票を直接手渡しすることで比較的高い確率で回答が得られている。現地訪問による面会及び応対者等の氏名を聞き取っていることが理由と考えている。
- ・ 調査票を簡素化し、回答がしやすいように工夫した。
- ・ アンケート調査実施前に関係団体に調査協力依頼を行うとともに、団体の要望に応じて、理事会等で調査内容の説明を行った。
- ・ アンケートに添付する調査の手引きをパワーポイントで作り直すことで、読みやすさが向上した。
- ・ 調査結果をうけ立入検査を実施したため、実態把握が進んだ。
- ・ アンケート調査未回答者に対して県担当課長名で督促文書を送付したところ回答率が向

上した。

- ・ 回答方法を郵送以外にも電話、FAX、回答フォーム等での受付を可能とした。
- ・ 問い合わせ先を委託業者、財団、県の3者とする事で問い合わせ対応業務を分散した。
- ・ PCB 使用、不明安定器ありと回答した者に対し、届出指導及び再確認の依頼を行ったところ、約4割の者が実際にはPCBはなかったと回答した。
- ・ 環境省で新聞広告、TVCM、特集番組を通してPCBについて広く啓発していただいたこと。
- ・ 作業の効率化のため、本来は調査対象に含めるべきではない建物種別について、県の調査実績を根拠として、調査対象外と判断することによって、回答率が向上した。
- ・ 最終通知を配達証明郵便にし、調査依頼文書に初めて罰則等の不利益を明記したところ、回答率が向上した（最終通知のみの回答率約50%）。
- ・ 法務局の建物登記情報を用いて調査を行う場合、登記情報の未更新等により調査票が1割以上未達となる可能性が高いため、送付前にゼンリン地図に掲載されていない建物を調査から除外することで効率的に現存している建物の調査を進めることができる。
- ・ 安定器の調査では、電気の知識が豊富でない建物所有者が回答するため、PCB含有安定器が有と回答があった場合であっても実際にはPCB非含有の安定器であることが非常に多い。委託で調査を実施する場合には、PCB含有安定器を有と回答した調査対象者への再度の確認を含めることが有効である。
- ・ 掘り起こし調査にあわせて、テレビCM放送を実施、新聞記事の掲載
- ・ 掘り起こし調査の実施にあたっては、電気関係団体をはじめ、建物管理関係団体や建築関係団体等の各種業界団体に対して、調査への協力を依頼した。また、商工会議所や中小企業団体中央会等の団体を通じて調査実施に係る周知を依頼した。
- ・ 指導対象事業所を対象に説明会を開催する等のフォローアップを行った。
- ・ 委託業務によるアンケート調査の送付先を委託業者ではなく県庁とした。
- ・ 掘り起こしアンケート調査票と一緒に「照明器具 安定器の調査方法」についての資料を同封して送付したことが有効であったと思われる。
- ・ 未回答者への目立つ色の封筒での調査票の再送
- ・ 県のHPに記事を掲載し、オレオレ詐欺等と間違われないようにした。
- ・ アンケート調査の未回答者に対して最終通知を発送したが、アンケート調査と同様の調査票を同封することで、回答率を上積みさせることができ、反響を抑えられた。
- ・ スマートフォン、望遠カメラ、クランプメーター、グーグルストリートビュー、庁内GISの住宅地図情報の活用
- ・ アンケート票を訪問して回収した。
- ・ 返信用封筒（郵便切手代は県負担）を同封した。
- ・ フォローアップ調査の送付封筒に「〇回目のお願い」と記載した。
- ・ テレビCMにより、「今なら補助金」のワードが自ら調査に応じる起因になった。
- ・ 共同住宅については、登記簿から分譲か賃貸かを調べ、分譲の場合は管理組合宛、賃貸の場合は所有者宛に調査票を送付することで、未達率がかなり減った。
- ・ WEB情報、ブルーマップ、過去と現在の住宅地図の比較、Google Mapsを利用した宛先調査や、建設リサイクル法に伴う解体届等、その他各種届出等（食品衛生営業許可、大気、

騒音、振動)を活用した宛先調査により回答率が向上(全て直営で職員自ら調査し、電話・郵送だけではなく、直接訪問するなど実施)

- ・ 調査用に望遠デジタルカメラを購入。高所設置の水銀灯安定器など、画像により PCB 含有確認ができた。
- ・ 調査票の回答欄に『不明』を加えることで、回答率が上がったと考えられる。不明回答であっても、事業者の連絡先が把握出来たため、効果的であった。
- ・ 繰り返しアンケート調査を実施することで、回答件数が向上した。また、繰り返しのアンケート調査により、新たに PCB 安定器が多数発見された。
- ・ 昨年度からの本市 OB 職員による現地アンケート調査(フォローアップ調査)は回答率が向上し、写真撮影等により建物の外観や貼紙・看板等も把握できる。
- ・ 建物の建造年数や照明器具の全改装時期などを記入して頂き、PCB の対象年から外れるとアンケートを終了するような記入様式にした。
- ・ アンケート送付と併せて、広報誌に PCB に関する記事を掲載した。
- ・ 企業規模に対し処理実績が少ないところ等に対し、ヒアリングや現地調査も行った。
- ・ 電気工事業者において、当市へ PCB 有無の判断を相談したところへは、環境省作成の PCB 安定器判別資料を提供した。
- ・ 県宅地建物取引業協会支部のセミナー内で、PCB 安定器掘り起こし調査の説明を行った。
- ・ 調査への依頼文に、期限までに処分しなかった際の罰則を記載した。
- ・ 調査票を郵送する封筒の宛名の下に赤字で『重要』・『必ず開封し、中身を確認して下さい』・『未回答の場合、再調査があります』の文言を印刷し、中身を確認してもらえるよう工夫した。
- ・ 調査対象の物件について、建築年度、構造、設置地番、面積、用途を調査票に表示したこと。
- ・ 高齢者が多く調査が困難との相談が複数ある。相談に対し、事業者立会により、職員が訪問し調査を行った。
- ・ 個人が設置・保管する安定器については、JESCO への荷姿登録まで適宜サポートすることで、未処理事業者の縮減に努めた。
- ・ 掘り起こし調査の提出期限満了後、すぐにフォローアップ調査を行った。
- ・ 家屋課税台帳以外の対象者についても確認したところ、PCB 使用安定器が発見された。
- ・ 現地訪問による聞き取り調査が、回答の正確性という点において最も有効であった。
- ・ 一度アンケートを送付した事業者については、電話にて正確な回答が得られる者もいた。
- ・ 調査対象者自身で調査出来ないことが予想されたことから、調査記入要領に住宅電気工事センターの電話番号を掲載した。
- ・ 調査方法を 2 段階に切り分け、第一段階での調査の回答率を上げることができた。
- ・ リスト作成時に対象事業所の十分な絞り込みを行った。
- ・ 複数の物件を所有する事業者等については可能な限り名寄せを行った。
- ・ チラシに調査受託可能業者を掲載した。
- ・ タウンページ情報を基に電気工事業者等約 220 社に調査の実施についてお知らせした。また、調査対象者の相談先として希望する事業者に市のホームページへの掲載を依頼したところ、11 社から協力を得ることが出来た。

- ・ 調査区分毎に封筒の色を変えたことで、問い合わせ対応がスムーズに行えた。

② 掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について

- ・ 調査費用が高額となる場合、調査への理解が得られない。
- ・ 事業者が調査を実施しなければならないという法的根拠が乏しい。
- ・ 主な対象者が建設年月から高齢者になることから、テレビ CM の話す速度をよりゆっくりとした方がよい。
- ・ 一部の電気工事業者において、調査方法に対する知識不足が見られた。
- ・ 詐欺と間違われる。
- ・ 一般廃棄物に該当する PCB 安定器が少なからず存在するが、発見後の処分フローが不明のため、処理方法や必要手続についてフォローアップできない。
- ・ 建物登記情報から対象施設を選定したが、調査票の発送先が不明の建物が約 1 / 4 存在した。これらについてどこまで追跡調査すべきなのか。
- ・ 調査票、はがき及び督促文書を送付する際に送付直後の問合せが多く、対応に苦慮したことがあった。送付物の数が多い時には一度に送付せずに、送付する週をずらすなどして問合せが集中するのを防いだほうがよいと思われる。
- ・ 調査実施について、本県広報紙、本県管轄内市町村広報紙、本県ホームページでも周知を行ったが、周知不足であるとの苦情を多く受けた。
- ・ 一部の電気工事業者においては、対象者からの調査依頼を断るケースもあった。
- ・ 調査が難しいという苦情が多い。
- ・ 主たる建物が居宅であっても、物置・倉庫を調査対象物件としたが、混乱を招いた恐れがある。
- ・ 郵送した調査票を読まずに処分したり、督促の架電を不審電話ととられるケースが散見される。
- ・ 自分には関係ないので回答しないと言った事業者が多くみられた。
- ・ 高圧受電設備と違い、定期的に診てくれる業者が居ないため、「行政が直接来て調べてほしい」という要望が多い
- ・ 「事務所兼住居なので、事業用はない」と主張する者が多い。業務用か家庭用かを判別するより簡便な方法があればわかりやすいと思われる。
- ・ 「保有あり」とアンケートで回答したが、実は保有していない事業者が散見された。
- ・ マニュアルにある詳細な掘り起こしアンケート調査票の「不明」の解答欄の存在により、回答受理後の対応に苦慮した。
- ・ 一般居宅に近い建物所有者が調査対象者となってしまったため、建物種別の絞込みが必要。
- ・ 最終通知を発送したところ、多くの未達が発生したが、その中でも、郵便局での保管期間超過して返送されたもの（対象者には不在通知を差し置き）が最も多かった。
- ・ テナントが対象事業者となっている場合は、対応に苦慮した。
- ・ 引き続き、テレビ CM など周知活動をやってほしい。（事業者からではなく、一般家庭の方からの問い合わせが多かったため、事業者に見てもらえるよう改善してほしい）
- ・ 製造年月日や型式が確認できない場合の PCB 廃棄物該当の有無について判別方法等の問い合わせが多くあった。

- ・ 工場等で高い位置に蛍光灯がある場合、調査費用が高額になるため苦情を多く受けた。
- ・ 照明器具の調査費用の補助制度（中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業）がわかりづらい事についての苦情が多い。
- ・ コールセンターを委託により設置したが、調査票発送当初に回線数が不足し、県への問い合わせが多くあった。
- ・ 自社で調査が困難なケースで、調査会社を教えて欲しいといった要望や、調査費用の負担に関する苦情が寄せられた。
- ・ 改善命令違反時の刑罰等について記載したところ、返送も増えたが苦情も多かった。
- ・ アンケートを締め切った後からも回答が返送されてくるので、調査期間を長く取ればよかった。
- ・ 賃貸物件の場合、照明器具の管理者が不明確である場合や不動産業者が所有者の連絡先を教えてくれない事例がある。
- ・ 宛名が故人である場合や、廃業した会社や店舗である場合、調査に回答しなくてもいいという認識が強い。
- ・ 経済産業省を通じて、PCB処理に係る周知徹底を図ってほしい。
- ・ 調査票が分かりづらいとの意見があったため、今年度、調査票のデザイン委託を実施した。
- ・ 調査対象リストを登記簿及び経済センサスから抽出したが、現存していない事業者や建て替えられた建物も多く含まれていたため、調査の趣旨やPCB全般についての問い合わせに説明に時間を要した。
- ・ 一般廃棄物であるPCB廃棄物の処理責任は自治体であることから、その調査費についても住民に負担させにくい。
- ・ PCB廃棄物処理後も再調査により、追加で発見され、調査完了をどの程度にしてよいか判断に苦慮
- ・ 調査要領等による説明資料は送付しているものの、どう調査したか確認がとれるような手段や基準が定められていないため、PCB該当無の回答であっても、実際にはPCB該当機器が残ったまま確認漏れしている可能性が高い。
- ・ 安定器を分析した分析業者があった。
- ・ ペール缶やドラム缶にPCBを入れる荷姿登録が煩雑で分かりにくい。
- ・ 期限が近づくとつれ助成が手厚くなり、早期処理したほうが処理費用を多く負担するケースが今後発生する恐れがある。不公平感が発生し、期限間際まで処理をしない方が増加することが懸念される。
- ・ 大企業の中にある関連会社における調査漏れが多い。
- ・ 更新工事で取り外した機器が新しい倉庫に保管され見落とされている。
- ・ 全数でなくサンプル調査を行っていたため確認漏れが生じている。
- ・ 掘り起こしのマニュアルを国が示すほかに、掘り起こし調査を各自治体が義務的に実施しなければならない旨の通知等を出していただければ、調査に係る予算をより確保しやすくなったと思われる。
- ・ 家屋課税台帳を基に調査を実施する場合、大量の「附属家」等が調査対象となるため、事業用として使われたことがあるかどうか判然としないものも多かった。当初から、工場や店舗のように事業用として使われたことが明らかなものとは区分して掘り起こし調査を

実施できれば、効率的だったかもしれない。

- ・ 調査時期が電気工事業者の繁忙時期（7，8月）と重なってしまった。
- ・ 発見された際に処分までの期間が非常に短いとの苦情が多い。
- ・ 力率の計算から PCB の有無を判別できるため、その旨及び計算式を表記しておくが良いと考える。
- ・ アンケート調査時に調査期限等を明示していなかったため、締め切りから半年以上経つ現在も調査を完了していない事業者が多い。今後、未回答者に対するアンケートでの再調査では、調査期限を明示したいと考えている。
- ・ 調査会社となる、住宅工事センターの体制が整っていなかった。
- ・ フォローアップ発送が補助金の公募期間の終了後となり、案内できなかった。
- ・ 相続の紛争が起きている案件で、建物の名義人あてに調査票を送付したことから、大きな苦情に繋がったものがあった。また、相続の紛争が起きているために調査が困難となる案件が多い。
- ・ 収集運搬費用軽減措置等が導入されるまで、早期処理を促すことができない。
- ・ 「元々使用可能な商品を使用していただけにもかかわらず、事業者処理責任があるのはおかしい」との不満が多い。さらに、その苦情を言う相手・部署が無いことに不満を持つ。

IV. 他自治体の参考となるような特徴的な発見事例について

他自治体の参考となるような特徴的な発見事例（変圧器・コンデンサー・安定器・その他汚染物を含む）について回答を求めたところ、宮城県、神奈川県、島根県、長崎県、鹿児島県、金沢市、大阪市、豊橋市、高松市、那覇市及び八戸市の11県市より各1件、合計11件の事例報告があった。

【発見事例①】

宮城県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	塩釜保健所管内		
	発見状況	掘り起こし調査での発見		
	発見・確認の経緯	<p>トランス・コンデンサの掘り起こし対象事業場に立ち入りを行った際、日立製作所の高効率交流アーク溶接機が発見された。製造が1968年であり、内部を確認したところ内蔵コンデンサに指月電機製の高濃度PCB含有コンデンサが使用されていた。</p> 		
掘り起こしの留意点	事業場が溶接機等を使用している場合には確認を行うことが望ましい。			

【発見事例②】

神奈川県	発見機器	安定器	使用・保管の区別	使用
	発見場所	廃病院		
	発見状況	電気工事業者による点検		
	発見・確認の経緯	廃業した医院で現在は物置として使用している病室の照明器具がPCB使用安定器であった。		
掘り起こしの留意点	低圧受電の個人医院であっても、照明器具でPCB使用安定器の事例があ			

【発見事例③】

島根県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	農業用揚水ポンプ場		
	発見状況	ポンプ場の操作盤の更新に伴い発見された		
発見・確認の経緯	<p>ポンプ場の操作盤の更新を行った際に、古い操作盤に付随するコンデンサーが高濃度PCB廃棄物であることが判明したとの報告が県にあった。当該コンデンサーは非自家用電気工作物であり、県が実施した掘り起こし調査の対象外の事業場であった。</p> <p>県に報告があった時点で高濃度PCB含有変圧器・コンデンサーの特例処分期限が過ぎており、また当該コンデンサーの重量は7.5kgであるため、処分ができない状況となった。</p> <p>ポンプ場の所有者は水利組合(任意団体)であり、代表者が次々と代わることが想定されたため、適正保管の観点から市が特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、市所有の施設に移動して保管することとなった。</p> <p>また、同様の事例がないか把握するため、県は各市町村及び各土地改良区に対し、高濃度PCB含有変圧器・コンデンサーの確認の徹底を依頼する文書を出した。</p>			
掘り起こしの留意点	<p>掘り起こし調査の対象外とした非自家用電気工作物を設置する事業場において高濃度PCB含有コンデンサーが発見されており、自家用電気工作物設置事業者や経済センサステータにある事業者以外においても、高濃度PCB廃棄物が発見される可能性があることに留意する必要がある。</p>			
				

【発見事例④】

長崎県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	倉庫		
	発見状況	使用されていない機器に取り付けられている状態		
発見・確認の経緯	<p>倉庫の整理時に使用されていないジアゾ式複写機を発見。機器内を確認したところ、低圧コンデンサーが取り付けられており、銘板情報から高濃度PCBであることが分かった。</p> <p>複写機情報 メーカー：株式会社リコー 品名：RICOPI SL2 (ジアゾ式複写機) 形式：00GMM 焼付用光源：高圧水銀灯 18kW</p> <p>コンデンサー情報 メーカー：日本コンデンサ工業 型番：TPF-B22LV3F1 製造年：1969年</p>			
掘り起こしの留意点				

【発見事例⑤】

鹿児島県	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	屋上キュービクル内		
	発見状況	屋上に設置された高圧キュービクルの内部に取り付けられたままの状態		
	発見・確認の経緯	<p>白家用電気工作物設置者リストに記載はなかったが、P協データに記載があったため、調査を行った。</p> <p>建物の登記情報を取得した結果、当該建物の所有者は、P協データの所有者から別法人へ移転していることが判明した。</p> <p>当該別法人の法人登記情報を取得した結果、既に解散していたが、監査役と接触することができ、当該建物への立入について了解を得た上で、職員が立入を行った結果、高濃度PCB含有コンデンサーが設置されていることを確認した。</p>		
振り返りごしの留意点				

【発見事例⑥】

金沢市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	診療所内		
	発見状況	診療所の裏に保管されていた		
	発見・確認の経緯	<p>接骨院を廃業した際の廃棄物の処分方法について相談を受けた。</p> <p>現地確認でレントゲン電源装置発見し、銘板から中のコンデンサーは高濃度PCB廃棄物であると判明した。</p> <p>電源装置内部を満たす油を分析したところ低濃度PCBに該当した。</p> <p>本市では、廃業した病院等からレントゲン電源装置の発見事例が散見されている。</p>		
振り返りごしの留意点				
振り返りごしの留意点	病院だけでなく、接骨院等も含めて周知が必要である。			

【発見事例⑦】

大 阪 市	発見機器	安定器	使用・保管の区別	使用
	発見場所	商店街のアーケードの天井近くの骨組み部分（アーケード設置時期：昭和40年（1965年））		
	発見状況	アーケード修繕工事で工事業者が発見		
	発見・確認の経緯	<p>商店街のアーケードが平成30年の台風で損傷したため、国の補助を受け修繕工事をしているところであるが、水銀灯に使用されていたPCB使用と思われる安定器がアーケードの天井近くの骨組み部分に残置されていることがわかった。古くて銘板が読めないが、昭和40年設置のアーケードのため、PCB含有とみなして処分することにした。（27個。8～10kg/個）（電灯は平成29年にLEDに取替済）</p> <p>本市では、町会の街路灯用安定器の届出があったことから、昭和52年3月以前から本市の設置許可があり、全面改修等の記録がないアーケード・街路灯・アーチの掘り起こし調査を行っている。当商店街は平成29年にLEDに全て取り替えたためPCBは無いとの回答がされていた。</p> <p>今回の発見により、LEDに取り替えたのは街路灯状の電灯で、それとは別にアーケードの天井付近に残置されていた水銀灯や安定器は調査していなかったことが判明した。</p>		
掘り起こしの留意点	今回は、工事業者が発見したが、本市では毎年、土木・建築関係業者を対象とした「特定建設作業等に係る講習会」を開催し、その中でPCBについても説明している。本市は掘り起こし調査対象事業者が多いため、工事業者や点検業者等の協力が不可欠である。			

【発見事例⑧】

豊 橋 市	発見機器	安定器	使用・保管の区別	保管
	発見場所	所有する建物内にPCB使用安定器を保管		
	発見状況	ショーケースを販売していた者が所有する建物内に全く使用履歴のないPCB使用安定器を保管		
	発見・確認の経緯	<p>ショーケースを販売している者が、過去に照明付のショーケースを販売等をする時にPCB使用安定器を購入した。しかし、ショーケースに設置する照明器具の数より多く入手し、使用せずにそのまま保管していたものが存していた。将来的に安定器を交換する必要が生じたときのためにそのまま保管していたものである。</p> <p>本市の経済センサスリストを用いたPCB汚染物の保有に関する調査を行った際に、調査票を受け取った事業者自身が、再確認を行い、過去に購入後、全く使用履歴のないPCB使用安定器が保管されていたことを発見した。</p>		
掘り起こしの留意点	現在使用されている安定器や使用して取り外して保管している安定器以外にも、入手後、全く使用履歴のない安定器が保管されていることがある。昭和52年3月以前に建設された建物の保有とは関係なく発見された事例である。			

【発見事例⑨】

高 松 市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	旧電気室（現在は使用されていない電気室）		
	発見状況	物件の売買に伴い使用されていない電気室内から高濃度PCBコンデンサーを発見。		
	発見・確認の経緯	<p>物件の売買に伴い、新規購入者が既存の高圧受電設備点検を外部委託した際、購入物件に電気室が2つあり（1. 点検を依頼した電気室、2. 相当昔に廃止されていたと思われる電気室）内1つ（2）から高濃度PCBコンデンサー2台が発見された。</p> <p>当該コンデンサーは、配線が切断されており使用できない状態であった。売買時PCBに関する話もなかったとのこと。</p> <p>また、購入物件は過去に複数所有者が存在することから、過去の高圧受電状況確認を経産省及び四国電力に行ったが、不明である。この為、所有者及び使用者伝いに聞き取りを行った結果、平成16年から現在までは使用していなかったとの証言を得た。</p> <p>なお、昭和62年から平成16年までは差し押さえ等により当該コンデンサーの使用歴なしの可能性が高い。</p> <p>現在は、新規購入者の善意により特別管理産業廃棄物の保管基準に従い保管してもらっている状況である。</p>		
掘り起こしの留意点	一見してわかりにくい場所に設置されているため、建物全体を把握することが有効。			

【発見事例⑩】

八 戸 市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	電気室内		
	発見状況	使用を止めた電気室内に放置		
	発見・確認の経緯	<p>P協データに記載があった事業者Aの工場Xは、現在は事業者Bの所有である。</p> <p>事業者Aは、自家用電気工作物の掘り起こし調査において、「高濃度PCB」の保有なしと回答していたが、倉庫として使用している工場Xは調べていなかった（工場Xは自家用電気工作物設置届出のデータに含まれていなかった）。</p> <p>P協データをもとに工場Xに立入検査したところ、未処理の高濃度PCB電気機器を発見した。</p>		
掘り起こしの留意点	P協データに記載がある事業場は立入検査により確認をする。			

【発見事例⑪】

那 覇 市	発見機器	変圧器・コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	閉院している動物病院		
	発見状況	エックス線機器に付属している変圧器（1台）		
	発見・確認の経緯	<p>建物の解体のため、残置されていたレントゲン装置を処分しようとしたところ高濃度PCBのコンデンサーが使用されていることがわかった。</p> <p>那覇市では昨年と同じ型番のレントゲン装置が別の閉院した動物病院から発見され、事業所にて保管を行っている。</p>		

V. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見

●掘り起こし調査（変圧器・コンデンサー）について 4件

○調査方法について 4件

- ・ P協データ等に記載のあった事業所において、市外へ移出された旨の届出が提出されている事例がいくつか見られた。これらについて、環境省の方で PCB 管理システム等を基にして追跡することはできないか。
- ・ 環境部局での調査には限界があることから、電気事業法を所管する部署が、電気工作物設置者や保安業務を行っている事業者から高濃度 PCB 機器に該当するかどうかの情報を入手し、集約後に県に提供することはできないものか。
- ・ 電気管理技術者の認識不足により、受変電設備の更新工事で高濃度 PCB コンデンサーが廃棄物となってから発見された。
- ・ 電気管理技術者等と連携を強化できるよう、経済産業省に働きかけていただきたい。

●掘り起こし調査（安定器）について 11件

○調査方法について 3件

- ・ 対象安定器の有無を事業者による調査に頼るのは、特に個人事業者等の小規模事業者にとっては費用負担も含めてハードルが高い。電気工事店などが減少し、事業者との繋がりが希薄になっているなど、事業者にとってどうしていいかわからないという状態が多く見受けられた。また、アンケート、電話、訪問による調査では詐欺を疑われたり、無視・拒否されたりするなど、調査そのものが困難な状況が多くあり、調査精度が保てないのではないか。
- ・ 安定器の重量バランスによる判別方法をできる限り早期に情報提供していただきたい。
- ・ 掘り起こし調査で、照明器具を LED に交換したとの回答した事業者の中で、PCB 使用の可能性のある時期の建築物であるにも関わらず、PCB 含有の安定器であるかの調査を実施せず交換し、そのまま放置しているケースがある。環境省又は経産省からも各電気保安協会等を通じて、あらためて電気工事業者への啓発・指導を行っていただきたい。

○一廃安定器について 8件

- ・ 事業者は事業を廃止後、一廃として排出することが見込まれますが、計画的処理完了期限を超えた後に発覚した場合は、処理責任者とされる市町村が継続保管する問題が発生すると思われます。自治体は、客観的判断指標のないまま、保管者から受け入れざるを得ないのでしょうか。
- ・ 一般廃棄物になる安定器の処分について、今年度環境省から一般廃棄物として処分するようにといった通知が来たが、北九州事業エリアでは処分期限が迫ってきていることからすでに産業廃棄物として処分させた案件等があるものである。また、まだ現状では一般廃棄物としては処分できないため、調整中であるとのことであったが、北九州の処分期限は今年度内であり、早急な対応がなければ模範を示すべき官公庁が違法状態での対応となってしまう恐れもある。東日本はまだ処分期限等が先だが、西日本では差し迫った問題であり、早急に対応していただきたい。

- ・ 通知によると市町村に処理責任があるとされているので、市町村による処理の具体的な手法について至急お示しいただきたい。
- ・ 一般廃棄物となる PCB 使用安定器の定義は、いつ頃示されるのでしょうか。
- ・ 本県の安定器掘り起こし調査は、環境省が示した掘り起こし調査マニュアルに沿って、建物登記及び課税台帳を基に、事業用建物の所有者を対象に行っていますが、事業活動の有無については、調査項目としていません。過去に工場などの事業活動をしていても、事業廃止後、当該事業者又は相続人が、物置などの日常生活で使用している事例が散見されるため、一般廃棄物に該当する疑いはありますが、それを県や市町村が客観的なもので判断することに苦慮しています。マニュアルを更新する等して、一廃安定器の判断指標の策定を求めます。
- ・ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアルに基づく PCB 使用安定器の掘り起こし調査では事業用建物を対象として、当該調査により掘り起こされた PCB 使用安定器は一廃安定器に該当しないと認識しているが、どのようなものが一廃安定器に該当するのかを明確にしてもらいたい。
- ・ 事務連絡「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について」(令和 2 年 5 月 13 日)にて、一般廃棄物に該当する PCB 廃棄物について発出されたが、PCB 廃棄物の処理指導に大きな影響を及ぼす内容にもかかわらず、自治体に事前調整のないまま発出されたことで、対応に苦慮しているところである。本事務連絡で PCB 含有安定器が一般廃棄物か産業廃棄物のどちらに該当するか明確な判断基準が示されていない状況で、自治体判断で処理指導するのは限界があると考え。想定される事例を本市から中部地方環境事務所へ示し、各事例について一般廃棄物か産業廃棄物のどちらに該当するか回答を依頼したが、未だに回答が得られない状況である。早急に明確な判断基準を示していただきたい。
- ・ 町会等が所有する建物、外灯から発生した PCB 廃棄物は一般廃棄物か産業廃棄物か見解を出して頂きたい。

●掘り起こし調査（その他の機器）について 2 件

- ・ 昇降機制御盤用コンデンサーなどの非自家用電気工作物について様々な機器等から新たに PCB が発見されるおそれがある。事例を提供してほしい。処理期限が迫っている中、少しでも取り残しを防ぐため、情報が得られ次第、ホームページ等で情報を提供してほしい。
- ・ 北九州エリアでは、非自家用電気工作物の中に組み込まれているコンデンサーを調査する必要はないのか。3kg 未満の高濃度のものと低濃度であれば処分期間に間に合う。3kg 以上の高濃度であれば処分期間を超過しているものの、使用の中止と漏洩や不適正処理への対策が必要である。

●低濃度 PCB 使用製品について 9 件

- ・ 諸外国においては 50 ppm が主要な基準であるのに対し、我が国は 0.5 ppm という厳しい基準であり、処理にかかる費用（処分+収集運搬）は高額であることに鑑みると、事業者が必要以上に経済的負担をかけていると思われる。

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処分費用は高濃度と比較すると安価ではあるものの、低濃度には変圧器の大型機器が多く存在し分析費用も発生することから、事業場によっては処理に係る費用が高額になるところもある。ついては、処理費用の工面が難しい零細企業や倒産等により個人になった者に対して、低濃度 PCB 廃棄物の処理費用に係る助成を検討していただくよう要望する。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬費用の助成についても検討していただくよう要望する。高濃度 PCB 廃棄物については、保管事業者に対する J E S C O からの通知により合積みによる運搬が容易に行える状況であるが、低濃度 PCB 廃棄物についてはそのような状況ではないことから、運搬費用の事業者負担が大きいものと考えられる。
- ・ 小型コンデンサーなどの低濃度 PCB 廃棄物においては、1 個ではなく複数を保有している事業者が多くみられる。処分業者は PCB 分析を求めめるため、低濃度 PCB 廃棄物として処理を行う場合、処分費以上の PCB 分析費用が必要となってくる。このため、PCB 使用製品ではなく低濃度 PCB 含有の疑いがある物を低濃度 PCB 廃棄物として処理を行う場合は、この PCB 分析が不要となるよう検討願いたい。
- ・ 低濃度 PCB 使用電気工作物・低濃度 PCB 使用製品については、高濃度 PCB 使用製品等とは異なり、事業者に対する処分期間までの廃棄義務が規定されていない。そのため、掘り起こし調査等において事業者と接触する際に、低濃度 PCB 使用電気工作物・低濃度 PCB 使用製品の取り扱い（いつまでに廃棄しなければならないか。処分期間を過ぎても使用しても問題ないか。等）について問われたときの回答に苦慮している。低濃度 PCB 使用電気工作物・低濃度 PCB 使用製品の取り扱いについても早めの方針決定／必要な法令改正をしていただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物処理費用等について、補助制度の拡充を行っていただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の調査、処分費に係る補助制度の創設を考慮してほしい。
- ・ 現状処分事業者の見積り等をみるに、低濃度 PCB 廃棄物の処理単価は重量で計算されていると思われる。油や汚染物のみの処理費であれば処理費の軽減やトランス等の再利用につながるため、自家用電気工作物向けの課電自然循環洗浄法等の洗浄方式による処理の検討を進めてほしい。
- ・ 機器に使用される絶縁油の分析を行わなければならない低濃度 PCB 廃棄物はその分析に対する義務等は明文化されておらず、疑い機器を保有する事業者がいても市として管理できない状況が多数存在する。また、本市では現状、ストックホルム条約に規定される濃度（50ppm）を超える機器はごく少数である。国際基準である 50ppm を目途にもう一段階の濃度区分を設けて 50ppm 超の低濃度 PCB 廃棄物や使用製品に係る法整備を整え、50ppm 以下の低濃度については処理期限の撤廃、随時無害化処理認定施設等で処理するよう制度化を図るべきではないかと思慮する。

●収集運搬について 3 件

- ・ 離島における PCB 廃棄物の収集運搬は、海上輸送を伴うため、本土に比べて高額になる。また、離島で発見される PCB 廃棄物は数が少ないため、相積み等で運搬費用（海上輸送費）を抑えることが困難である。以上のことから、離島から PCB 廃棄物を収集運搬する場合は、助成について特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 特に、収集運搬費用等への助成について、早期の公表・施行をよろしく申し上げます。
- ・ 処分先が他県にあるため、収集運搬費用の負担が大きい。廃棄物処理法上の積替え保管許可の適用について、環境省の見解を示してもらいたい。

●塗膜について 3件

- ・ PCB 塗膜について、実際に処分する場合には多額の費用を要することとなるため、国の支援をお願いしたい。
- ・ 塗膜くずの分析について、適正処理の確保のため塗膜剥離前の PCB 濃度を採用するよう、改めて通知していただきたい。
- ・ 携帯電話基地局の鉄塔で使用された塗膜から、PCB が検出された。

●補助制度について 5件

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分費用以外（例えば収集運搬費用）の補助制度があれば、PCB 廃棄物の保管事業者の費用負担が軽減され処理が迅速に行えると思う。
- ・ 調査費用の補助や LED 交換補助金等の補助金制度はあるが、手続きが煩雑であるため、申請方法を簡素化してほしい。
- ・ PCB 使用・含有機器を取り扱うメーカーに、PCB 廃棄物の処分をおこなう事業者へ何らかの補償措置をするよう検討いただきたい。【理由】PCB 使用および含有機器について、販売したメーカーからの対応、調査・処理費用の支援等が一切ないことについて、事業者からの納得を得られず、処理促進の弊害にもなっているように感じる。調査や調査費用を請け負うなど、メーカー側からの対応というものがあれば PCB 廃棄物の処理促進にもより理解が得られるのではないかと思う。
- ・ PCB 処理の新しい助成について。PCB 早期処理のために早い時期に、詳細を伝えていただきたい。一方、今まで早期処理に対応してくれた事業者に対しては、不公平と感じないように説明つくように制度を検討いただきたい。
- ・ 対象要件と手続きがわかり難く、特に、個人事業主にとっては、計画書の作成・提出やその後の報告等、利用がしにくい。また、PCB 使用の疑いのある機器等を有する事業主は、ご高齢であることも多く、ハードルが高いと思われる。さらに、PCB 使用照明器具の調査を実施した結果、PCB 使用機器が無ければ、補助金が支払われない制度と誤解されるケースも多く、もっと分かりやすく、利用しやすい内容への変更、又は新しい補助金制度を創設していただきたい。

●国の周知・広報について 12件

- ・ 多い苦情が、「そんな法律知らない」「メーカーが処分すべきだ」「なぜ自分が費用を出すのか」であり、法の成立過程や背景を説明するにも、口頭では話も聞いてもらえない。イラスト入り等の分かりやすい資料や動画の作成と、テレビ番組で取り上げるなどの周知、広報を国をお願いしたい。
- ・ 環境省から、溶接機やエレベーターの制御盤等の PCB 含有情報の提供があったが、掘り起し調査は終盤になっており、完全に周知機会を逃してしまっている。そのため、国の責任において、それらの含有疑いのある機器についても周知を徹底していただきたい

い。

- ・ 立入し、事業者ヒアリングを行うと、まだまだ PCB についての理解がないので、引き続き、テレビ CM 等周知を行ってほしい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止しつつ、処分期間内の処理促進を図るために、PCB 廃棄物の適正処理をするための説明会の動画や資料を環境省のホームページに公表してほしい。
- ・ PCB 使用安定器の回答率が TV コマーシャルの放映に合わせて増えるなど、TV コマーシャルによる周知は一定の効果があったと認識している。今後も継続して TV コマーシャルの放映を要望する。
- ・ 新聞広告、TVCM、特集番組を通して PCB について広く啓発していただきたい。TVCM を利用し事業者が見られる時間帯(夕方の天気予報後や夜の情報番組後)に PCB について啓発していただきたい。
- ・ 安定器掘り起こし調査の回答率を向上させるためにも、PCB 及び PCB 使用安定器について TVCM や新聞等のマスメディアを用いた周知活動を積極的に行ってほしい。
- ・ コロナ禍の状況では、PCB 保有等事業者が経営不振等の理由により PCB 廃棄物処理が滞る可能性が考えられることから、国の施策と認知されるよう、昨年以上に環境省が広範囲に周知ができる新聞広告及びテレビCM等により、PCB の危険性と期限内処理等について広報活動を行うことを要望する。
- ・ テレビCM による広報を少なくとも3箇月は継続して実施してほしい。
- ・ PCB 早期処理情報サイトの情報が古い。可燃性の PCB 汚染物の処理方法、三角番番号による判別方法等、PCB に関する情報を PCB 早期処理情報サイトにとりまとめてほしい。
- ・ PCB 廃棄物を期限内に処分する必要性について、国の責任において、マスメディア等を活用して、住民・事業所等へ積極的な広報・啓発を継続的に行ってほしい。
- ・ PCB 廃棄物の処分費用を使用・保管事業者が負担しなければならないことをご理解頂けない。事業者の言い分としては「設置当時、好んで PCB 含有機器の製品を使用していたわけではないので、その後に問題が発生し、使用禁止となって処分するにしても、その費用は、PCB 含有機器を製造したメーカー及び国において処理費用を負担すべき」とのことである。使用・保管事業者に対しては、処分基金等に企業の資金が出捐されていることを説明しているが高額な処分費が発生すること自体に難色を示されることが多く、対応に苦慮している。特に低濃度機器の処分については、補助制度そのものがないため、さらにご理解がいただけない。環境省から啓発・広報を行う際、補助金等にメーカーの資金が出捐されていることの広報や周知を行うべきである。

●処分期限後の対応や期限の延長について 10件

- ・ 新型コロナウイルスの影響による処理期限の延長についてのお考えはございますでしょうか。
- ・ 北九州事業エリアは安定器・汚染物等の処理期限が令和3年3月31日までとなっているが、7月現在大雨による被害に遭っており、処理が期限までに終わらない恐れが

ある。そうした場合、北海道・東京事業エリアにおいて処理することになるのか。

- ・ 継続保管となっている PCB 廃棄物について、今後の見通しを早期に示していただきたい。
- ・ 安定器のうち、銘盤が判読不能又は銘盤情報やその他の情報から PCB の有無を判断できないものについては、高濃度 PCB 廃棄物として取り扱うよう指導しています。これらの不明安定器について、処分期間後に改善命令の対象となるのか及び計画的処理完了期限後の取扱い方法について方針を示していただきたい。外付けコンデンサー型など一部の安定器を除き、PCB 含有安定器の分解ができないことから、実質、不明安定器の PCB 含有の有無を確定させる手段がないため、対応に苦慮するとともに、計画的処理完了期限後に残ってしまうことが危惧されます。
- ・ 計画的処理完了期限後に発見された高濃度 PCB 廃棄物の処理方針を明らかにしていただきたい。
- ・ 計画的処理完了期限終了後に発見された高濃度 PCB 廃棄物について、処分方法や取扱いの具体的方策を示していただきたい。
- ・ 処分期間が終了した高濃度 PCB 廃棄物の取扱いについて、早急に処分方針を示して頂きたい。
- ・ 高濃度 PCB 含有のコンデンサーを保管している事業所が 2 か所ある。2 か所とも早期処分についての意欲はあるが、処分ができないため説明に苦慮している。前回の西日本協議会でも話題に上がったが、早急に処分についての明確な指針を出していただきたい。
- ・ PCB 掘り起こし調査に対して、適切に対応した事業者は、処理期限後、計画的処理完了期限前に行政代執行されたり、罰則等を受けたりする可能性があります。一方で、PCB 掘り起こし調査に対して、不適切な対応をした事業者は、計画的処理完了期限後の北九州事業エリアにおいて、PCB 廃棄物（変圧器・コンデンサー）が発見されたとしても、行政代執行されず、罰則等も受けず、継続保管となっている事例があるとお聞きしております。つきましては、継続保管にかかる対応について、処理を完了した事業者や処理を指導中の事業者、市民（国民）に対して、どの様に説明責任を果たしていけばよいのか、ご教示ください。
- ・ 事業者が自ら処分するまで適切に保管すること（実質永久保管）という考え方から一歩進んだ議論を行ってほしい。

●行政代執行について 4 件

- ・ PCB 廃棄物の行政代執行については、その後の債権回収も含めて自治体に多大な人的負担が生じているため、少なくとも自治体が未収金として不良債権を抱え込むことのないよう、国が前面に立って実施願いたい。
- ・ 令和 3 年度中に安定器等の代執行を行うこととなっているが、その時点で荷姿登録済の安定器等が残っており、J E S C O 北九州での処理が完了せず、荷姿登録済事業者が処理できなくなる場合でも、代執行の対象者の保管する PCB 廃棄物を優先して処理するのか。
- ・ 高濃度 PCB 使用電気工作物・高濃度 PCB 使用製品については、処分期間までに廃棄

されない場合、行政代執行の対象となる。使用中機器の代執行については、通電中であり危険が伴うとともに、当該事業所への受電を停止させることとなり、事業者への負担等も非常に大きくなる。他の事業エリアにて同様の事例があれば情報提供いただきたい。また、事例が無い場合には、同様の事例が発生した際の対応マニュアル等についての策定を検討願いたい。

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物代執行における特別交付税措置として処分等措置費用の 25/100 の 80% (20/100) が交付されるとのことだが、手続きの詳細について、ご教示ください。

●処理基金の用途拡大について 4件

- ・ 現在、PCB 廃棄物処理基金について制度改革を行うことが検討されているが、今後処分指導を行っていくうえで、指導内容に大きな影響が生じることが予想されるため、適用・公表の時期や決定された内容の詳細等できるだけ早急に提示してもらいたい。
- ・ 令和 2 年 6 月 16 日付事務連絡でお示しいただいたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の用途拡大については保管事業者の処理促進に非常に有効であると認識している。当該制度の施行を速やかに行っていただくとともに、既に JESCO と契約済みの未処理事業者への適用など、保管事業者によって不公平感がないような制度としていただきたい。
- ・ 制度改正の見通しはいつごろになるのか、できる限り早期に示していただきたい。
- ・ 現在手続きを進めている助成対象者が用途拡大に間に合うよう、早く制度概要を公表できるようにしてほしい。

●処理責任者について 2件

- ・ 高濃度 PCB コンデンサーが発見された建物は、過去に所有者が複数おり、平成 13 年から現在まで当該コンデンサーが使用されていない可能性が高い。この場合、処理責任者は誰になるのか。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者が不存在である場合、行政代執行とならないよう、保管事業者の配偶者その他関係者に当該廃棄物の処理に係る協力を求めることができる。その他関係者の例示として、法人の役員や相続人が挙げられているが、この関係者には、保管事業者との関係性がほとんどない第 3 順位の相続人等も含まれるものと考えられるが、当該関係者に対してまで、可能な限り協力を求める必要があると考えるべきか。

●その他 2件

- ・ 米軍基地内で発生した安定器廃棄物については、基本的には米軍基地内やアメリカ本国での処分となるが、基地外の業者が引き取り保管してしまった事例が見られる。当該廃棄物の取扱い方針等について、外務省を通す等し確認、周知等をお願いしたい
- ・ 今般の新型コロナウイルスの影響から、これまで実施されていた研修や情報交換等を目的とした会議等が軒並み、延期となっております。with コロナの考え方のもと、感染防止を土台にした”リモートを活用した研修等”への見直しをお願いしたい。